

平成27年第1回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成27年3月2日  
午前9時45分 開会  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	西巻昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄	代表監査委員	佐伯知輝

## 1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 報告第 1 号 監査結果報告について
- 日 程 7. 平成 27 年度施政方針について
- 日 程 8. 議案第 1 号 公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する  
条例について
- 日 程 9. 議案第 2 号 春日古墳調査検討委員会条例について
- 日 程 10. 議案第 3 号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準  
に関する条例について
- 日 程 11. 議案第 4 号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営  
の基準に関する条例について
- 日 程 12. 議案第 5 号 斑鳩町行政手続条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日 程 13. 議案第 6 号 斑鳩町職員定数条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日 程 14. 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁  
償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 15. 議案第 8 号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正す  
る条例について
- 日 程 16. 議案第 9 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関  
する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 17. 議案第 10 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一  
部を改正する条例について
- 日 程 18. 議案第 11 号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日 程 19. 議案第 12 号 斑鳩町立あゆみの家設置条例を廃止する条例に  
ついて

- 日 程 2 0 . 議案第 1 3 号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例  
について
- 日 程 2 1 . 議案第 1 4 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日 程 2 2 . 議案第 1 5 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日 程 2 3 . 議案第 1 6 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、  
設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 日 程 2 4 . 議案第 1 7 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業  
の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日 程 2 5 . 議案第 1 8 号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運  
営の基準等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日 程 2 6 . 議案第 1 9 号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日 程 2 7 . 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 8  
号）について
- 日 程 2 8 . 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第 4 号）について
- 日 程 2 9 . 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補  
正予算（第 2 号）について
- 日 程 3 0 . 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正  
予算（第 3 号）について
- 日 程 3 1 . 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程 3 2 . 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計  
予算について
- 日 程 3 3 . 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予  
算について
- 日 程 3 4 . 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

		について
日 程 3 5 .	議案第 2 8 号	平成 2 7 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について
日 程 3 6 .	議案第 2 9 号	平成 2 7 年度斑鳩町水道事業会計予算について
日 程 3 7 .	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）
日 程 3 8 .	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）
日 程 3 9 .	同意第 1 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）
日 程 4 0 .	同意第 2 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 2）
日 程 4 1 .	同意第 3 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 3）
日 程 4 2 .	同意第 4 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 4）
日 程 4 3 .	同意第 5 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 5）
日 程 4 4 .	同意第 6 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 6）
日 程 4 5 .	同意第 7 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 7）
日 程 4 6 .	陳情第 1 号	子ども医療費無料制度の創設を求める意見書提出を求める要請書について
日 程 4 7 .	報告第 2 号	議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
日 程 4 8 .	報告第 3 号	議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 2 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）について）
日 程 4 9 .	報告第 4 号	平成 2 7 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

( 午前9時45分 開会 )

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成27年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成27年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆さまには公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例についてなど42議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、去る1月29日から2月4日まで5日間にわたり、佐伯、中川両監査委員には平成26年度の定期監査を実施していただいたところではありますが、終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげる次第であります。本日その結果をご報告いただくことになっておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成27年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単でございますが、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、7番、嶋田議員、8番、小野議員を指名いたします。両議員には会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から3月24日までの23日間と定めることについて、これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間と決定いたしました。  
続きまして、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成26年第4回斑鳩町議会定例会において建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長(宮崎和彦君) それでは、去る2月18日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、継続審査について、1番目、都市基盤整備事業・公共下水道事業について、現在行われている工事の進捗状況と、公共下水道接続申請状況、融資幹旋利用総数、浄化槽雨水貯留施設について、説明、報告されました。

委員より、最終処理区域の面積について、予定処理区域の図面の計画外の処理済みについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番目として、都市計画道路の整備促進に関することについて、いかるがパークウェイの事業促進と進捗について、用地取得の関係について、説明、報告されました。

委員より、法隆寺線の供用開始時期について、用地取得買収の残りの件数について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番目として、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、前回の委員会以降変わらぬと報告されました。

委員より、スーパーの跡地について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。  
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続きまして、各課報告事項について、1番目として、斑鳩町営高塚団地について、入居者の通行妨害禁止等仮処分命令申立却下について説明、報告されました。

委員より、入居者の動向について、斑鳩町のこれからの対応について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番目として、大和川遊水地整備計画について、1月31日に行われた説明会について説明、報告されました。

委員より、これからの説明会について、地元の意見を踏まえて斑鳩町としての意見を

国に示してもらいたいこと、三代川の遊水地も考慮に入れてほしいとの要望がありました。

3番目として、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、竜田大橋の西、中古車販売店までの歩道設置整備、法隆寺地区の用地交渉状況と用地取得について説明、報告されました。

委員より竜田大橋東の家屋について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、その他について、委員より、14条地図について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、閉会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理しますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4．厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る2月19日木曜日に全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、概要のご報告をさせていただきます。

まず初めに、1番として、継続審査案件その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたしました。

主な内容として、平成21年度より実施している生ごみ分別収集モデル事業の実施状況について、資料に基づき報告がされました。

さらに生ごみの分別収集の取り組みが広がれば、焼却量・埋立量の削減、資源の有効利用につながり、処理費用の面での有効な手段となることから、生ごみの処理に、作業も価格も手軽な段ボール型コンポストや、微生物を利用する木箱型コンポストなどの普及に努めることで、住民のそれぞれの生活様式にあった生ごみ減量・資源化の推進について報告がされました。

委員からは、木箱型コンポストの効果の出方や普及の仕方などの質疑があり、一定の答弁がされております。

以上、継続審査案件については報告を受け、一定の審査をしたということで終わりました。



次に、2番目といたしまして、各課報告事項についてを議題として、順次報告を受けることといたしました。

1点目は、斑鳩町おたふくかぜワクチン接種費用助成金交付要綱についてです。平成27年4月1日から実施する助成の内容が資料に基づき報告されました。

委員からは、1つとして、新規の事業の周知方法について、2つとして、年齢に応じた有効な接種方法についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされています。

2点目は、斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱についてです。提出された資料に基づいて報告がされました。

委員からは、1つとしては、既に助成はしていたが、これまでの実績はどうなっているのかということについて、2つとしては、今後も補助が拡充されることの周知方法についてなどの質疑が、あり一定の答弁がされています。

3点目については、第6期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）について、保険給付の推計量がまとまり、平成27年度から29年度の保険料など、資料となる計画案により報告がありました。

委員からは、1つとして、1号被保険者から回収する保険料額全体について、2つとして、3年間の各年度の財政シミュレーションの仕方について、3つとして、3年間の給付推計はされたものの、財政状況からも今後の取り組み方について、4つとして、保険料決定の算出に影響のある調整交付金の実績と今後を見通した設定について、5つとして、国が当初示していた低所得者対策の今後の方向についてなどの質疑があり、一定の答弁がされております。

4点目といたしまして、斑鳩町障害者福祉計画・第4期斑鳩町障害福祉計画（案）について議題といたしました。障害者政策を総合的かつ計画的に推計するための基本計画を定めるもので、平成27年度から32年度までの6年間のものを、資料として提出されている計画案に基づき報告を受けました。

委員からは、①西和7町による障害者就労施設等からの物品の調達について質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、5点目といたしまして、第2期安心して生み育てる「いかるがっ子」プラン斑鳩町母子保健計画（案）について、平成27年度から31年度までの5年間の計画期間として策定するもので、町医師会、歯科医師会、薬剤師、郡山保健所所長、校園長会、子育てや健康づくりにかかわる団体等の代表からなる健康づくり推進協議会で意見をいただき、取りまとめをしたものであると、資料に基づき報告を受けました。

委員からは、子育てに関する男性の意識改革をもっとする必要があるという意見がありました。

6点目につきましては、斑鳩町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）についてですが、提出された資料に基づき、国・県との連携などについて報告がされました。

委員からは、防護服などの備蓄の状況について質疑があり、これらについては、防護服、マスク、消毒液なども含め、一定の答弁がされております。

次に、その他の報告として、環境対策課から、専決処分となっている件の事故が発生した経過の報告がされました。

そして、さらには、斑鳩黎明保育園の工事の進捗状況と現地調査の予定について、委員長の方から報告を求め、そして、一定の答弁をしていただいております。

以上が、各課報告事項についてでございます。

続いて、3番目に、その他についてを議題といたしました。委員からは、特段の質疑・意見はありませんでした。

以上が、閉会中に開催をいたしました委員会の概要です。詳細につきましては、会議録に整理しておりますので、ごらんいただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5．総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、小林委員長。

○総務常任委員長（小林誠君） それでは、2月20日に総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告をいたします。

まず初めに、1.継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、1つとして、史跡中宮寺跡の整備工事の進捗状況について。2つとして、1月29日に開催されました史跡中宮寺跡整備検討委員会について、平成27年度に計画している塔及び金堂の基壇整備において、基壇の上に車椅子の方でも見学できるユニバーサルデザインを採用する中で、転落防止柵やスロープを設置する計画をしており、今後、これらの施工については、歴史的景観への配慮等の検討を行っていくことの報告を受けました。3つとして、昨年度より奈良大学と共同で行われております斑鳩大塚古墳の範囲確認調査について。4つ

として、春季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開について。5つとして、藤ノ木古墳より出土しました3面の銅鏡について、現在、文化庁による保存修理が進められており、今後の保存修理の状況によりますが、適切な時期に、以前計画しておりました斑鳩の里帰り展ができますように奈良県立橿原考古学研究所と協議を続けていくことの報告を受けました。

以上の報告に対し、委員からの質疑として、1つ、春日古墳について、2つとして、藤ノ木古墳石室の春季特別公開に合わせた文化財センターの催し物の考え方について、3つとして、史跡中宮寺跡の基壇の整備についての質問があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に、2. 各課報告事項について理事者より報告を求めたところ、(1) 平成27年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、斑鳩町に關係する個人住民税・法人町税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税、また、たばこ税、これらの改正による影響額など、詳細な報告を受けました。

委員からの質疑として、影響額に対する国費の補填について、2つとして、空家等対策の推進に関する特例法の規定についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う例規整備について。これは、3月町議会定例会への上程に向けて調整が行われております例規整備についての報告でありました。

(3) 平成27年度ふるさと納税の拡充について、また、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金を活用した史跡中宮寺跡整備に対する寄附についての報告を受けたところ、委員より、記念品プレートについての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

(4) 第18回統一地方選挙の日程について。

(5) 避難所として指定されている斑鳩町立あゆみの家について、施設の老朽化による指定避難所の指定解除について、委員より、指定避難所の耐震化についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

(6) 臨時職員の勤勉手当と土木建築技術顧問の雇用について。

(7) として、土地開発基金による国道25号線の歩道整備に伴う残地の取得について、委員よりの質疑として、歩道整備に伴う用地買収における国との協議についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上が、各課報告事項についての概要であります。

次に、その他について、各委員より質疑、ご意見をお受けしたところ、委員より、1つとして、学校における少人数学級の考え方について、また、要望書が提出されているか的事实確認についての質疑がありました。2つめとして、斑鳩町立学校少人数学級実施要綱の改正についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上が、閉会中に開催いたしました総務常任委員会の概要です。なお、詳細につきましては会議録をごらんいただきますようお願いをいたしまして、ご報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6．報告第1号 監査結果報告についてを議題といたします。

佐伯代表監査委員の報告を求めます。

佐伯代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯知輝君） では、平成26年度の定期監査と財政援助団体の監査を実施しましたので、その監査結果を報告します。

まず、定期監査結果、こちらのほうですが、その報告書の2ページをあけていただきまして、監査の概要は以下のとおり、実施期間から実施者、監査の対象としまして、

（1）で対象部局は総務部、住民生活部、都市建設部、上下水道部、教育委員会事務局、議会事務局、会計室と。現地監査としまして、追手団地跡地、大字龍田財産区財産下司田池、塩田橋補修工事、町立西学童保育室別棟建替工事を監査しまして、団地の跡地もフェンス等してありまして、管理が行き届いておりました。

その次、ちょっと飛ばしていただきまして、3ページいきまして、4番の監査手続きですが、所定の監査手続きを実施しました。

その次、監査の結果ですが、1番で、予算の執行及び事業の管理状況、監査の結果、監査の対象となった各課等の予算に係る財務に関する事務は以下のとおり適正に執行され、また、水道事業に係る経営も適正に行われているものと認められました。

なお、帳票、証憑の管理も内部統制が良好に働いており、各会計数値とも正確に記帳計算されているものと認められました。

一般会計の状況は以下のとおりなんですが、その次、2ページのほうに参りまして、歳入の状況の町税ですが、その町税の下のいったところで、町税の収納状況についてですが、個人町民税は給与所得者数や退職所得の減少等により、前年度より2,798万

3千円、残念ながら減少しております。

その下、法人町民税では、ずっと読んでいただきまして、前年度より551万3千円増加しております。

次に、固定資産税ですが、地価下落に伴う時点修正を行ったものの、家屋の新增築、これが上回ったことから、前年度と比較して2,120万4千円の増加、都市計画税も同様の理由で、前年度と比較しまして211万3千円の増加となっています。

軽自動車税も、107万3千円の増加となっています。

たばこ税は、販売本数の減少により、前年度と比較して521万9千円の減少となっております。

その次のページ、その他の税収ですけれども、以下の表のとおりになっておりまして、その次、6ページいきまして、使用料及び手数料、こちらのほうですが、真ん中少しあたりに、少し下に、次に、観光自動車駐車場では、修学旅行の分散化によりバスが106台減少しており、乗用車も1,053台、前年度より減少しています。これ、観光客数もちろん、平成25年度89万人だったのが平成26年度では87万人と、2万人減少しております。したがって、その駐車場使用料は86万1千円の減少と、1,877万5千円となっております。

その次に、町営住宅の家賃の件なんですけど、こちらのほうが7ページにいまして、町営住宅、滞納が結構問題やと思っていたのですが、本年度、町営住宅家賃及び駐車場使用料の滞納整理を進めるために滞納整理マニュアルを作成するとともに、作成してはります、連帯保証人の生存確認もされて、滞納者との納付相談もあり、滞納額は前年度より減少しています。これ、滞納額が大きくなるほど、やはり対応が難しくなるので、長期滞納者については、滞納整理マニュアルに基づいて事務を進め、必要とあれば、連帯保証人に納付を求めることも、これ、やむを得ないだろうと思います。

そのページ、ちょっと真ん中下あたりにですね、「可燃ごみについては」とありますが、可燃ごみについては、平成24年4月より焼却処理を民間委託しておられます。その民間委託業者との契約で、少し工夫をされているのが見受けられました。と言いますのも、1年契約、これを3年契約にされたんですね。3年契約にすると、役場のほうもその安定する。委託先の業者のほうも、3年間収入が安定する。収入が安定すると、そこで料金を下げてという交渉ができる。ということで、見事に料金が下がっております。

その次にですね、そのもうちょっと下あたりにですね、平成26年度の家系系廃棄物、これが8ページのところで表になっていますけれども、家庭系廃棄物のほうですね、そち

らのほうが前年度より104トン減少の2,494トンです。次、平成26年度の家庭系資源物、これは前年度より104トン増加の1,333トンになっております。これは住民の分別意識の高まりにより、廃棄物の量が減少しているのは、これ、よい傾向と、以前からそうなんですけども、そのまま継続しています。

その次にですね、その8ページ、続いていきますと、ごみ減量化対策として行っています生ごみや木くず・草類の分別収集についても、その下の表のとおり、示していますとおり、平成26年度の生ごみは、49トン増加の273.1トン、対前年度比は121.9%、大幅にふえています。平成26年度の木くず・草類は、116.8トン増加の843.5トンです。

この生ごみの排出量が大幅にふえたのは、平成26年度12月末のモデル世帯が4,195世帯と、前年同期の3,465世帯より730世帯増加しています。これは、当町の全世帯数1万1,283世帯、これの約37%がモデル世帯となっていて、非常によい傾向ではないかと思えます。

その次にですね、9ページへ参りまして、町債のところ、町債、その主なものが以下のとおり書いてありますけども、こちらのほうも若干工夫をされて、交付税措置のない借入れは見送られて、県の市町村財政健全化支援事業を活用し、繰延償還を実施して、これも工夫されていると思えます。

その次に、10ページのほうへいきまして、歳出の状況、これが議会費とか総務費、民生費、衛生費とありまして、こちらのほうでもですね、若干評価できる契約がありましたので報告させていただきたいと思えますが、まず、エレベータの更新工事について、設計するのが、これ、難しいので、実績のある業者を呼んで現場説明をして見積もりを提出してもらった結果、現在のフジテックさんより大幅に安い見積もりが提出されたんですね。かなり安かったです。一般的な考え方だと、現在の業者と更新工事の随意契約されるのが、普通はそれが多いいみたいです。でも、今回みたいな大規模な改修工事にあっては、業者を競争させることによって安くできるということもあるので、これからもこういうことを参考にされたらどうかと思えます。

もう1つですね、電力会社の競争入札なんですけど、役場さんは、昨年に電力会社の競争入札をして、一定の効果が出ているんですが、本年度は、その対象を12施設に拡大しはったんです。12施設に拡大するっていうことは、大量の電力需要になるんです。それだけの大量の電力需要になるっていうことは、業者の方が多く入ってくる。業者の方が多く入ってくると、ふえると、電力が安く調達できています。

報告書のほう、戻りまして、11ページのほうに入っていきたいと思うんですが、10ページの終わりから、衛生処理場焼却棟の解体撤去工事、これが12月議会で議決を受け、平成26年12月18日から平成28年8月5日までの3か年事業となっています。

その次、その下、商工費なんですが、商工費の3行目のところで、ことしからですね、歴史街道ネットワーク補助金、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金4,410万円、これが未執行になっているんですけども、年度末に執行される見込みです。

その下、土木費の一番下、11ページの一番下のところで、公共下水道事業特別会計への繰出金については、下表のとおり年々増加傾向にあります。こちらのほうも、金額が少しでかいですけども、年々増加していています。

続きまして、消防費のところでは、非常備消防費では、消防団各分団にAEDを配備しています。それと、各避難所に車椅子21台も配備する予定であります。

その次、教育費なんですが、こちらのほうでですね、4行目のところで、本年度から斑鳩小学校の照明LED化工事に着手しているんですが、児童や教師の感想に、教室が明るくなったと。実際、写真も見せていただきましたけども、非常に明るかったです。吊り下げの蛍光灯がなくなったので、教室が広々となったなど、好評な意見が寄せられていると。電気代のほうもですね、関西電力さん、値上げ等しておられるので、金額では一概に言えなかったのですが、ワット数で確認させていただきましたら、使用量はやはり低くなっておりました。

その次、13ページいきまして、こちらのほうから、ちょっとこれからもまた厳しいような状況が続いていくんですが、13ページの国民健康保険事業特別会計、こちらのほうの下の方ですが、「一方、歳出の支出済額は」とありまして、前年度と比較して7,945万7千円の増加となっております。

その下のほうへいきまして、給付額では16億3,008万6千円、前年度が15億8,448万9千円で、前年度より4,559万7千円増加しております。

その下ですね、収入が減少し、支出が増加し続けていることが累積赤字を膨らませる原因となっていることから、本年度、国保税率の見直しを進められて、平成27年度から国保税率が改定されることになっています。しかしながらですね、この改定によっても、累積赤字の解消までは期待できないみたいなんです。やはり、かなり支出の増加額もふえていますし、県下で広域化の話も進められておるんですけども、一本化になっても、何か、現状はあまり変わらないみたいなんです。先ほど言いましたように収入が減

少し、支出が増加し、今後のことはしっかり検討して、工夫して対策しなければならないと思います。

その次、（３）番で大字龍田財産区特別会計のところですが、その下、真ん中あたりで、平成２６年度１０月３１日付で下司田池水利組合から水利組合の解散及び権利放棄通知書の提出がなされたということで、権利を放棄されたことから、平成２６年度末をもって大字龍田財産区の財産を町に移管し、大字龍田財産区特別会計を廃止した上で、平成２６年度から一般会計で管理を行うこととなっています。

その次、１５ページへいきまして、介護保険事業特別会計なんですが、こちらのほうもですね、下のほう見ていただきますと、「保険給付の状況では」とありまして、介護給付費全体では支出済額１３億６６４万円で、前年度と比べ５，９３０万１千円の大幅な増加となっています。なお、１２月末現在の要介護認定者数は１，４１４人、前年同月と比べて５９人ふえておられます。

その次の１６ページいきまして、水道事業会計ですが、経営管理の状況は、こちらのほうはですね、相変わらずですね、今のところは不安材料は見られないんですが、ただ、今後とも節水意識の高まりや人口減少社会の進行により給水収益の減少傾向は避けられず、固定費のさらなる圧縮を図り、経営体質の強化に心すべきであると。

その下のほうですね、老朽管の更新時期も一定期間に集中してくることから、長期資金の計画は十分検討しなければならないと思います。

その次ですね、収益的収支の状況のところ、６行目真ん中あたりで、地方公営企業会計基準が改正されています。本年度から適用されているので、会計処理の変更による影響がかなり大きいんですが、これがですね、一番下のほう、下のところを読んでいただきますと、営業外収益は予算額７，６０９万２千円で、前年度予算額に対し大幅増となっていますが、これが、会計基準の改正に伴い、補助金等により取得した固定資産のみなし償却制度が廃止されたことによる会計上の振り替えがなされています。現在では未執行ですが、決算においては執行する予定になっています。

その次に、１８ページにいまして、この報告に添える意見としまして、まず１つ目で、人口減少社会への対応について、その下、ちょっと５行ほど、研究所の公表されている内容のことを載せていますが、要はですね、人口が減少するということは新聞でもかなりこのごろ記載が載せられているんですが、５０年後の平成７２年の年齢構造はというと、まず年少人口、ゼロ歳から１４歳ですが、これがですね、８９３万人減少します。生産年齢人口、１５歳から６４歳、これが３，７５５万人減少します。見込みです



が、全て。その次、老年人口、65歳以上、こちらのほうが516万人増加します。年少人口や生産年齢人口が減少するにもかかわらず、65歳以上の人口はふえ続けるということです。要は、収入は減るけども、費用は増大するというようになっていくということです。

その次ですね、このような人口構造となる原因は、まず、合計特殊出生率の低下にあるんですが、斑鳩町はですね、幸い、いろいろな対策を行われて、全国平均を上回っている状況なんです。これは、子育て施策に積極的に取り組んできた効果が出ているものと思われまます。

本年度もですね、役場北側の庁舎建物を民間に無償譲渡し、この4月から保育園として開園される予定と聞いております。これはですね、平成26年12月現在で、町外に広域入所されている園児が103人おられるということで、町内で保育できる環境が整うことはよいと思われまます。

しかしながら、人口を維持するには出生率が2.07人以上必要とあるので、国策として少子化対策に取り組んでいっても、人口の減少化、これは避けることはできないだろうと思います。

平成26年12月時点で、個人町民税、こちらのほうが前年度より減少してしまして、その原因は、納税人口は変わらないものの給与所得者が減少しているということです。今後もですね、中核の労働力となるような生産年齢人口が将来にわたり減少することが見込まれておりまして、その補助金のほうでもですね、ほかの収入の補助金のほうでも、定期監査のところで聞いていましたら、本年度予定している工事でも国の補助金が圧縮されたので予定量の工事ができないという説明も受けています。国のほうも、やはり社会保障関連費用がふえ続けているので、かなり厳しい財政事情なのではないかと思われまます。

こういった人口減少社会というのは、近年社会では今まで経験したことの無い時代がいや応なしにやってきているんだと思います。これからも確実に来るんでしょう。町の税収は減少し、地方交付税、補助金も漫然としてはいつまでももらえることはなく、減少していくものと思われまます。このような厳しい町財政の中、絶えず費用対効果を見きわめ、効果が薄いと思われるものについては廃止していくという思い切った判断が必要であると思われまます。

その中でもですね、自治会や住民に対する補助金の支出、これを見ていましたら、上限いっぱい申請されているものも多く見受けられるんです。一応、その見積もりを

2、3社出しておられるんですが、その見積もりというのはあくまでも形式的なものだと思います。どういうことを言いたいかといいましたら、上限枠いっぱい申請されているということは、物自体が、これ、高くなっていると思います。それで聞きましたら、町としては、質に対して制限を設けるのは難しいということなんですが、やはり財政状況の厳しい中、やっぱり補助金の見直し等も含めて何らかの検討が必要ではないかと思います。

やっぱり財政を考えると、もう既に住民の要望を行政が全て応えることはできない時代になっているんやと思います。今現在、参加と協働のまちづくりを進められているんですが、住民の参加により知恵と力を出し合って、住民と協働で安心して暮らしやすい斑鳩町の将来に取り組むために、その住民の役割を明確にしていくことが必要だと思います。住民の方にもやはり、上限枠いっぱい申請出されるのがそれで本当にいいのかということが、明確に、役割をしていくことが必要だと思います。

その次にですね、2番目としまして、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例についてですが、これが、給与に関する条例の13条にですね、給与の減額とか時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当を計算する場合の勤務1時間当たりの給与額の算出根拠としまして、給料の月額、それから地域手当の月額、住居手当の月額、特殊勤務手当の月額と規定されているんですけども、労働基準法37条施行規則21条の給与額の算出根拠に、住居手当は、これ、加算されていないんです。国のほうも確認していただきましたら、給与額の計算方法に住居手当は入っていないんです。なぜそないなっているのかなとお聞きしましたら、随分前に、これ、労使交渉で加算されたようなんです。そもそも労働基準法は、労働者側の基準、不利にならなければいい法律なんで、最低の基準を設けているので、労働者に有利な条件が備えられていても、これ、法律上は違法ではないんですけども、でも、先ほどから申しあげていますとおり、財政事情に余裕があるときならいいんですけども、町財政は厳しくなる一方なので、普通、民間のほうでも、やはり住居手当は給与計算に含めない。ですから、それに合わせられたほうが妥当ではないかと思われま。

以上で定期監査の結果報告を終わりました、次、財政援助団体、こちらのほうの監査結果報告に参りたいと思います。

2ページで、監査の概要で、斑鳩町商工会への補助金が、平成25年度1,275万円、平成26年度が1,280万円、これ、予定ですけども。こちらのほうも、実施した監査手続きは所定の手続きを実施しております。

その次、3ページのほういきまして、監査の結果ですけれども、概要は以下のとおりでありまして、監査の結果、斑鳩町商工会の上記補助金に係る推移とその他の事務は監査の実施した範囲においておおむね適正に処理されているものと認められます。

都市建設部観光産業課に対する監査の結果ですけれども、都市建設部観光産業課における同団体に対する上記補助金に係る事務については適正に執行されているものと認められます。

その次に、商工会の運営状況で、平成25年度の運営状況ですが、次の4ページにいきまして、25年度変わったところといいますと、上からですね、6行目の真ん中あたりからですね、全国展開事業や新商品・新サービス開発に係る国補助金が434万円、プレミアム商品券等に係る県補助金が76万円入っています。

それに対してですね、その下のほうで、「一方支出では」とありますが、その支出のことを述べている中の5行目の真ん中少し前あたりに、前年度より453万円増加しているが、主なものはプレミアム商品券事業や新商品・新サービス支援事業に係る増加分ですと。だから収入、その全国展開の分とプレミアム商品券、この分が収入と支出ともにふえていますということです。

その次、(2)番で、平成26年度の上半期執行状況ですが、その下のほうで、その他の収入科目についても著変は見られないと。

5ページにいきまして、一方支出の合計のほうでもですね、5ページのほうで最後ですね、いずれも支払い時期の関係で差異は見られるものの、実態としての著変はないと。

なのですが、監査の結果ですね、その次、5番のところで、検討または改善を求めたい事項ですね、こちらのほうで、前回の監査においても、これ、指摘されておるんです。前回の監査結果も、私、拝見させてもらってから、今回監査伺わさせてもらっているんですが、予算主義である以上、1円たりとも、これ、上回って使うことはできないというのは、これ、皆さんご存じのとおりのはずです。不測の事態が生じた場合でも、予備費から予算流用して支出すべきであるんですけれども、平成26年度では管理費で、平成24年度では経営改善指導事費で予算超過しておるんです。これ、前回でも指摘されているんですけれども、今回も、これ、守っておらんのです。

少なくとも、これ、決算前に整理手続きが必要で、総代会に提出する前に、監事による監査や理事会にも、これ、報告されているんでしょうし、それで何で直っていないかというのが、厳格な内部統制が求められると思います。

もう1つ、こちらにも書いていないんですけれども、監査の日時が前もって示されてい

るにもかかわらず、監査資料が整っていなかったんですね。こちらが質問すると、そのたびに調べにいかれまして、なかなか戻ってこない。要は、監査があまり思うように進まなかったということです。

その他の監査事項も、今回も、あとでも少し申しあげますけども、いろいろ指摘事項は申しあげさせていただきました。これについてですね、必ず是正をしてもらわないといかんとお思います。4年後にまた同じことを申しあげているようでしたらどうかとお思います。4年後にあるかどうか別にして、次の監査において直していただけるよう、強く要望いたします。

そのあとですね、「次に」とありまして、いろいろ引当金とか計上してはるんですけども、その計上の仕方も、次年度へ繰り越すだけでは十分ではないかと思われるということがありまして、その下のほうですね、肝心の引き当てのほうですね、商工会の建物、これ、老朽化しておるんです。耐震構造ではないようなんですよ。ですから、その耐震化工事にあわせての修繕、建築設計も含めてですね、設計も含めて修繕も多額になると想定される。多額になるんだとお思います。資金繰りの関係ですぐに耐震化工事はできないにしても、工事費用が幾らかかるか把握して、計画的にその修繕引当金として積み立てるべきだとお思います。

その下ですね、町から商工会への補助金の原資は、これ、税金なんですけども、その下ですね、商工会より青年部、女性部に活動資金として35万ずつ、計70万円支出されているんですけども、この活動資金が何か宛てがいぶちのようですね、収支内容についても、事務局の方も詳細に把握していない状況みたいなんです。ですから、ここらあたりも指摘させていただいたので、次の監査のときまでに改善されることを望んでいます。

その次、6ページいきまして、6番でむすびとしまして、もう1つ指摘させていただいたのがですね、5行目真ん中あたりから、しかしながら、理事会の出席率は辛うじて過半数を保っているものも見受けられたんです。欠席理事が多いのは、理事の選出方法に問題があるのではないかと。やはり、ぎりぎりの出席率での理事会ではあまり意味がなされていないとお思います。

それだけじゃなくてですね、いろいろと、下のほうを見ていただきますと、食においては、新商品・新サービス事業として竜田揚げ、これを商品化して、平成26年度から販売も始められています。新聞やテレビにも報道され、なかなか好調のようなんですけども、こういったことを地域に密着した店舗展開に期待したいとお思います。

最後にですね、観光資源を生かした取り組みですが、滞在型の観光を進めるには町内

に宿泊施設がないという課題がありまして、農家民泊も検討されているようなんですが、信貴山の宿泊施設と提携するなど、広域的な取り組みも考えられてみてはどうかと思います。

以上で、財政援助団体の監査報告書、監査報告を終わります。長い間、どうもありがとうございました。報告を終わります。

○議長（中西和夫君） これをもって、報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

佐伯、中川両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただき、本日また詳細な報告をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、佐伯代表監査委員には、監査結果報告終了後、退席を申し出ておられますので、これを許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時42分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、日程7. 平成27年度施政方針についてを議題といたします。

平成27年度施政方針の説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 平成27年第1回斑鳩町議会定例会の開会に臨み、町政運営に当たる所信の一端を申しあげ、住民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、74名もの命が失われた8月の広島市における土砂災害を初め、夏から秋にかけては大型の台風により甚大な被害が発生しました。また、9月には、長野県御嶽山の噴火や同県北部地方で発生した地震など災害が頻発し、多くの尊い人命や財産が奪われ、私たちが、自然災害と隣り合わせの日本列島に生活しているということを思い知らされた年でありました。

改めて、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。そして、予期せぬ災害が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況を目の当たりにして、災害に対する備えに、引き続き万全を期さなければならないと改めて認識いたしました。

さて、昨年は、本町の新しいまちづくりに向けて、その一歩を踏み出した年でありま

した。本町固有の歴史と文化を生かしたまちづくりを総合的に進めるため、奈良県内で初めて国の認定を受け、歴史的風致維持向上計画を策定するとともに、歴史的な町並みを維持する修景支援制度の創設や、地域に賑わいと活気を取り戻すため、店舗や宿泊施設などが立地可能となるよう、新たな都市計画の指定を行いました。

また、聖徳太子の和の精神のもと、住民、住民活動団体、事業者、行政が、連携、協力してまちづくりに取り組む協働のまちづくりを推進するため、斑鳩町協働のまちづくり条例を施行いたしました。

これらを契機として、法隆寺周辺では、昨年も常楽市が開催されるとともに、歴史的な建造物を改装して店舗として活用がなされるなど、新たな賑わいが生まれております。さらには、協働のまちづくりの趣旨に賛同いただいた住民皆さまが主体となって、斑鳩町協働のまちづくり交流会の開催、協働に関するホームページの開設、生き生きプラザ斑鳩における協働のまちづくり情報コーナーの設置など、積極的な取り組みが進められております。

こうした賑わいの創出や協働意識の芽生えは、住民皆さまの主体的な活動とご協力により実現できたものであり、住民皆さまの力が着実にまちづくりに生かされていることを実感するとともに、さまざまな地域課題の解決に向けて、地域の力が高まっていることを大変心強く感じております。

昨年5月に、日本創生会議が人口減少による消滅可能性都市を発表し、わが国の人口急減・超高齢化の現実が改めて浮き彫りになりました。この人口減少・少子高齢化という大きな課題に直面し、この課題に対してどう対応していくのか、今まさに自治体経営のあり方が問われております。

本町といたしましては、この大きな課題に対し、まずは子育て支援や福祉の充実など、身近な問題から議論を重ねていきたいと思っております。

さらに減少していく財源の中で、公平性確保の視点に基づく受益と負担のあり方、選択と集中の視点に基づく高齢者福祉や子育て支援を含めた全ての町単独事業の見直しなど、歳入歳出両面にわたる厳しい改革も進めていかなければなりません。

その道筋は、決して平たんではありませんが、次代を担う子どもたちに、斑鳩をどこよりも魅力ある、住むことに誇りを持てるまちとしてしっかりと引き継ぐため、住民皆さまとともに、心を一つにして、子どもたちが健やかに育ち、安心して暮らせる社会の実現に取り組んでまいります。

こうした中で、平成27年度予算案は、一般会計で総額84億3,000万円を計上

しております。前年度と比較して2億1,000万円、2.6%の増額となっております。

また、一般会計と特別会計及び企業会計の5会計を合わせました総予算額は173億4,044万3千円で、7億5,347万2千円、4.5%の増額となっております。

さらに、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、平成27年2月3日に成立した国の補正予算の具体的施策である地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域の消費喚起や地方創生に向けた取り組みを、平成26年度予算に補正対応することで前倒しして予算化しております。

それでは、第4次斑鳩町総合計画の基本施策の柱に沿って、平成27年度の主要な施策についてご説明申し上げます。

第1の柱は、「文化の香り高く心豊かなまちづくり」であります。

まず、「歴史文化」についてであります。

本町は、豊かな文化財に恵まれており、これらを保全・継承していくことは、私たちの責務であります。こうしたことから、町内に所在している多くの文化遺産について、基礎的な調査を進め、町指定文化財への指定等を行うことにより保存を図るとともに、それらの歴史的価値を明らかにしてまいります。

また、整備を進めている史跡中宮寺跡につきましては、歴史を身近に感じられる環境づくりを目指して、引き続き取り組んでまいります。

次に、「学校教育」についてであります。

初めに、時代に応じた教育内容の充実につきましては、思いやりのある豊かな心を育むため、人権・人間尊重、社会性や規範意識の醸成等、人格形成のための道徳教育に努めてまいります。

また、本年4月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化を図ることなどを目的とした教育委員会制度の見直しが行われます。

本町におきましても、この見直しに伴い新たに設置いたします総合教育会議で、教育行政に関する大綱を策定していくとともに、教育政策につきましては、教育委員会と協議・調整を行いながら、教育行政のさらなる活性化を図ってまいります。

また、子どもたちに自身の健康や体力に関心を持たせ、正しい食生活、運動習慣などの定着を図ることにより、健やかな身体づくりへの取り組みを積極的に推進してまいります。

新年度は、官学連携の推進として、畿央大学との連携により、中学校第1学年を対象にスポーツトレーナーとして活躍する理学療法士による授業を行い、機能的・効果的な運動や運動習慣の大切さを学び、児童生徒の体力向上の促進を図ってまいります。

また、少人数学級編制につきましては、新年度から、小1プロブレムなどへの対応のため、小学校第1学年及び第2学年は現状の30人を基準とした学級編制を継続することとした上で、第3学年から第6学年まで及び中学校の全ての学年におきましては、35人を基準とした学級を編制してまいります。

また、相談体制の充実につきましては、いじめや不登校などの児童生徒の心の問題に適切に対処するため、引き続き斑鳩中学校に心の教室相談員を配置するとともに、発達遅滞に不安を抱く保護者には就学予定児の教育相談を行い、支援が必要と思われる幼児の円滑な就学に努めてまいります。

次に、「男女共同参画」についてであります。

男性も女性も全ての人が個性を認め合い、対等な関係で、家庭や地域、職場を初めとするいろいろな分野で能力を十分発揮しながら、喜びも責任も分かち合うことができる社会を目指して、男女共同参画推進施策を進めてまいりました。

平成28年3月に第2次斑鳩町男女共同参画推進計画の目標年次の終了を迎えることから、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍することができる男女共同参画社会の実現に向けて、（仮称）第3次斑鳩町男女共同参画推進計画を策定してまいります。

第2の柱は、「すこやかに生き生きらせるまちづくり」であります。

まず、「健康づくり」についてであります。

健康づくりの意識啓発と活動支援では、第2期斑鳩町健康増進計画及び食育推進計画に基づき、各種保健事業を実施するとともに、新年度は、生きがいを持ち、元気で幸せに暮らすことができる健康長寿社会を目指すため、畿央大学と連携を図り、（仮称）健康寿命延伸計画の策定に向けた検討や取り組みを進めてまいります。

また、安心して子どもを産み、親と子が健やかに暮らすことができるよう、本年度に策定した第2期安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン斑鳩町母子保健計画に基づき、妊産婦から乳幼児まで切れ目のない保健事業を進めてまいります。

また、子育て支援の充実を図るため、一般不妊・不育治療費助成を拡充するとともに、新たに、おたふくかぜを予防するため、生後12か月から小学校就学前までの幼児の保護者を対象にワクチン接種費用の一部助成に取り組んでまいります。



また、国民健康保険の特定健康診査につきましては、引き続き個別健診に加え集団健診を実施し、受診機会をふやすことにより受診率向上を図るとともに、人間ドック健診の助成にも取り組みながら、病気の早期発見と生活習慣病予防につなげてまいります。

次に、「次世代育成」についてであります。

急速な少子化が進む中、国においては幼児期の保育や教育、地域の子育て支援の拡充を目指して、子ども・子育て支援新制度が本年4月にスタートします。

本町では、現在、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする斑鳩町子ども・子育て支援事業計画を策定しているところであります。

この新たな計画に基づき、子どもの権利を尊重しながら、親自身の育ちや子育てのための支援を行い、住民、事業者、行政等が協働して子育てにかかわり、子どもの健やかな成長、発達を支えていくことができるまちづくりを進めてまいります。

本年4月には、社会福祉法人和光会により、民間保育所として斑鳩黎明保育園が開園する予定であり、安定した保育サービスが提供できるよう、その運営を支援してまいります。

また、児童虐待への対応につきましては、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を図りながら、児童の安否確認等その対応に努めております。さらに、見守りが必要な家庭に対しましては、児童虐待等防止補助員を活用しながら、継続してその支援に努めてまいります。

また、青少年の健全育成につきましては、子どもたちの心を豊かに育むため、さまざまな体験活動の機会の充実を図り、地域との連携による地域で子どもを育てるという気運を高めるための環境づくりに努めてまいります。

次に、「高齢者福祉」についてであります。

全国的な傾向と同様に、本町においても急速に高齢化が進展しており、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には、町民の3人に1人が高齢者となることを見込まれております。

こうした中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められており、組織体制づくりも含め、システム構築の実現に向けた検討や取り組みを進めてまいります。

また、新年度は、第6期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の初年度となります。引き続き介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、地域包

括支援センターとも連携しながら、介護予防事業や認知症対策について取り組んでまいります。

次に、「障がい者福祉」についてであります。

本町では、現在、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とする斑鳩町障害者福祉計画及び平成29年度までの3年間を計画期間とする第4期斑鳩町障害福祉計画を策定しているところであります。

この新たな計画に基づき、障害者の相談支援体制の充実・強化を図るなど、障害者が住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らし、自己実現を果たしていけるよう、地域における共生の実現に向けた総合的な支援に努めてまいります。

次に、「社会保障」についてであります。

近年の急速な高齢化などにより保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金は年々増加し、国民健康保険を取り巻く環境は一段と厳しくなっております。

このような状況の中、できる限り加入者の負担を抑制するため、一般会計からの繰入等を行い対応してまいりましたが、このままでは国民健康保険財政の安定的な運営を行うことが困難となるため、昨年12月議会において税率改定の議決をいただき、本年4月1日から保険税率を改定させていただきます。

今後も保険税の負担の公平性と収納率向上に一層積極的に取り組むとともに、財政状況等に配慮しながら定期的に税率を見直してまいります。さらには、法定外繰出である介護納付金に係る赤字について、一部補てんを行い、国保財政の安定化に努めてまいります。

また、福祉医療の充実につきましては、引き続き乳幼児から中学校卒業までの医療費を初め、ひとり親家庭、障害者などが適切な医療を受けられるよう、医療費への助成を行ってまいります。

第3の柱は、「潤いのある魅力的なまちづくり」であります。

まず、「風景・景観」についてであります。

斑鳩町景観計画と斑鳩町景観条例に基づき、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担う協働の景観づくりと、景観法や関連する都市計画等関係諸制度の活用により住民の景観まちづくりの支援を図ってまいります。

次に、「自然環境」についてであります。

奈良県森林環境税を原資とする地域で育む里山づくり事業につきましては、引き続きボランティア組織と森林所有者の協力を得ながら、自然環境や景観を保持するために里

山林の整備を進め、整備完了後には自然観察会などの利活用を図ってまいります。

また、自然環境にすぐれたいかるが溜池において、水辺を生かした親水性や親緑性を高めた散策ルートや公園整備について、奈良県の事業として測量調査を進めてまいります。

次に、「道路・交通網」についてであります。

初めに、いかるがパークウェイの整備促進につきましては、国によりまして、現在、岩瀬橋西詰から三室交差点までの三室・紅葉ヶ丘区間において用地取得に取り組まれており、継続的に事業が進められております。

地域の自治会等に対しましても、事業の進捗に合わせ、事業の状況及び道路計画に関する説明会が行われ、地域の皆さまのご意見を賜りながら、地域と調和した整備が図られるよう努めていただいております。

いかるがパークウェイのような幹線道路は、交通混雑の緩和や通過交通の転換による生活道路の安全性の確保など交通ネットワークを円滑化する機能を有するほか、大規模災害発生時における避難路や緊急輸送路としての役割を担っております。こうした安全と安心を守る観点からも、住民代表者と行政による協議会の取り組みを進めるとともに、今後も国及び県と連携を図りながら、積極的な事業促進に努めてまいります。

また、国道25号の歩道整備につきましては、安全性の確保や利便性の向上を図るため、国において竜田大橋付近及び町営法隆寺観光自動車駐車場前から法隆寺東交差点までの区間において事業が進められております。早期に計画区間の整備が図られるよう、関係住民の皆さまや国との調整に努めてまいります。

また、生活道路につきましては、災害・緊急時においてスムーズに通行ができるよう、狹隘区間の拡幅整備などを進めるとともに、通学路の安全性の確保にも努めてまいります。

また、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー基本構想策定の準備に着手してまいります。

また、公共交通の整備につきましては、住民の利便性を向上させるため、現在、地域公共交通会議におきまして策定作業を進めております斑鳩町生活交通ネットワーク計画に基づき、新たな公共交通の実証運行開始に向け、準備を進めてまいります。

次に、「住宅・生活環境」についてであります。

大規模地震への備えとして、木造住宅の耐震化を促進し住宅の倒壊等による被害を最小限にとどめるための住宅の耐震診断や耐震改修に対し、支援を行ってまいります。

また、公園、広場につきましては、身近な遊び場、憩いの場として安全で快適に利用できるよう、公園遊具や付帯施設の点検を定期的に行い、適正な維持管理に努めてまいります。

第4の柱は、「安全で快適なまちづくり」であります。

まず、「環境保全」についてであります。

環境共生まちづくりの推進では、引き続き斑鳩町地球温暖化対策地域協議会を中心に、緑のカーテン推進事業、環境フェスティバルの開催などを通じ、日常生活から事業活動に至るあらゆる活動において温室効果ガス削減に向けた取り組みを推進するとともに、行政みずからもISO登録団体として環境マネジメントシステムの継続的改善を推進し、地球環境への負荷低減に努めてまいります。

また、自治会単位での環境井戸端会議、親子環境教室の開催に加え、新たに町立小学校と連携したこどもごみ分別博士養成講座の開催などを通じ、環境について広く学べる機会を提供し、環境問題に気づき、行動する輪を広げてまいります。

また、環境保全対策では、平成26年度に創設した斑鳩町空き地の適正管理に関する条例に基づき、引き続き空き地の適正な維持管理を強く促してまいりますとともに、大気汚染や水質汚濁を初めとする公害の未然防止に努め、住民の安心と安全、また良好な生活環境の保全に努めてまいります。

次に、「ごみ・し尿」についてであります。

現在進めている衛生処理場焼却棟解体撤去工事につきましては、関係法令に基づく諸手続きを行っており、3月中にも本格的に解体工事に着手する運びとなっております。工事期間中は、十分安全に配慮しながら進めてまいります。

また、循環型社会の形成につきましては、現在、約4,400世帯で実施いただいている生ごみ分別収集モデル事業について、6,000世帯での実施を目標に、あらゆる機会を通じて事業への参画を呼びかけてまいります。

また、近年、従来の生ごみ処理機や生ごみ処理容器のほかに、ダンボールや木箱型のコンポストなど、さまざまな生ごみの自家処理の方法が確立されてきたことから、それぞれの生活様式に合わせた取り組みが行えるよう、その普及に努めるとともに、スマートフォンアプリを活用し、ごみ分別方法やごみ排出日、ごみ減量方法等の情報提供を行い、さらなるごみ減量に対する意識の向上を図ってまいります。

また、本年4月から、高齢者の一人暮らしなど、ごみを地域の集積場所に排出することが困難な世帯に対し、見守りを兼ねた安心サポートごみ収集を実施し、全ての人にやさしいごみ処理を進めてまいります。

また、脱焼却・脱埋立てを目指すゼロ・ウェイストへの取り組みにつきましては、資源化率も50%を超え、順調に進捗しております。脱焼却・脱埋立ての目標年次、行動計画を内外に公表するゼロ・ウェイスト宣言への機は熟してきており、具体的な行動計画を策定するなど、ゼロ・ウェイスト宣言に向けて、その準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、「防災・防犯」についてであります。

防災につきましては、安全・安心のまちづくりを目指し、共助の観点から引き続き自主防災組織や自衛消防団の活動を支援していくことにより、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、地域防災力の中核を担う消防団員の安全を確保するため、装備品の充実を行うとともに、消防コミュニティセンター及び法隆寺五丁地区地域交流館に新たにAEDを配備し、避難所施設としての機能の充実を図ってまいります。

また、大雨などによる災害の発生に備え、適確で迅速な避難体制が確立できるよう、洪水ハザードマップの内容を更新するとともに、流域貯留施設の整備として、浸水被害の軽減を図るため、新年度から、2か年継続事業で東町池の整備を進めてまいります。

また、防犯につきましては、自治会等で管理されている防犯灯の電気料金について全額を補助するよう補助内容を拡大することにより、さらに地域の防犯体制の強化に向けた取り組みを支援してまいります。

また、空き家につきましては、防犯・衛生・景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼす新たな都市問題として、全国的にも大きく取り沙汰されておりますが、本町におきましても、昨年、国において制定された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理上問題のある空き家について、適切な管理に向けた支援及び活用方針の取りまとめを行ってまいります。

次に、「上水道」についてであります。

上水道は、住民の生活や経済活動を支える重要な社会基盤施設であり、地域住民の生命と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っております。しかしながら、今日の水道事業を取り巻く環境は、人口減少傾向や節水機器の普及などにより給水収益が減少する中、管路や施設、設備の大幅な更新期を迎えるとともに、耐震性の強化を図るなどラ

イフラインの機能向上が求められております。このような課題に着実に対応していくためにも、計画的に施設・設備の更新を進めるとともに、経営基盤の強化に取り組み、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、「下水道」についてであります。

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、普及促進と接続率の向上に向けて取り組んでいるところであります。

公共下水道の整備では、社会経済情勢の変化や国の交付金、町の財政状況を踏まえた上で、持続可能な社会基盤施設の構築に向けて計画的かつ効率的に進めているところであります。

また、健全な経営の観点から、早期に公共下水道をご利用いただくよう、多様な啓発活動を展開するとともに、経営情報の明確化、適正な下水道使用料の算定、職員の経営意識の向上を図るため、平成30年度の公営企業会計化に向けて取り組んでまいります。

第5の柱は、「活力とにぎわいのあるまちづくり」であります。

まず、「農業」についてであります。

遊休農地の解消に向けて、農業委員会とともに、その取り組みを進めるとともに、優良農地の保全に努めてまいります。

また、農道の整備などの基盤整備を進めるとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題解決を図るため、引き続き新規就農者や担い手農家に対する支援を行ってまいります。

次に、「商工業」についてであります。

景気は回復しつつあると言われるものの、都市部に比べて、その回復が遅れ、厳しい状況の中で、経営されている商店や事業者の皆さまに対し、引き続き商工業者債務保証料補給を行い、支援をしてまいります。

さらに、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の具体的施策である地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域の消費喚起を促すため、商工会が発行するプレミアム付商品券に対して支援してまいります。

次に、「観光」についてであります。

本町の観光は、法隆寺を中心とした短時間滞在型の通過型観光が主流となっていることから、地域資源を生かしたまちなか観光を推し進め、散策・回遊・着地型観光へ転換する必要があります。

このため、歴史的風致維持向上計画に基づき、本町の歴史的な町並みの維持を図りな

がら、歴史まちづくり・観光まちづくりに資する修景支援等を進めることにより、魅力ある観光地域づくりを実現してまいります。

また、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、観光ルートサイン整備計画の策定や法隆寺 i センターと J R 法隆寺駅自由通路における無料公衆無線 LAN の設置、奈良市との連携誘客宣言に基づく観光プロモーションの展開、観光協会ホームページのリニューアル、「I 斑鳩町観光・防災ナビ」と連動した新たなアプリ開発、東栄会商店街が主催する常楽市を皮切りにイベント展開をするいかるがウィークの開催、観光オフシーズンにおける斑鳩市の充実など、誘客拡大に向けた情報発信の強化やイベントの充実に取り組んでまいります。

さらに、まちあるき観光にふさわしい事業主体や事業内容の構築を図るため、出店者の募集・選考支援や事業コンサルティング等のまちあるき観光拠点の実現化の取り組みを進めてまいります。

第 6 の柱は、「ともに築く協働のまちづくり」であります。

まず、「コミュニティづくり」についてであります。

協働のまちづくりを進める上で、さまざまなコミュニティ活動の果たす役割は重要であり、とりわけ防災や地域福祉などの分野において、その重要性はますます増しております。

一方で、都市化や少子高齢化の進展、人々の生活形態や価値観の変化などにより、隣人関係や近所づきあいが希薄化している中、人々の絆づくりが大きな課題となっております。

こうした中、地域住民同士の相互理解と協力が、自立した地域コミュニティを形成し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに欠かせないことから、引き続き自治会などのコミュニティにかかわる組織を支援し、活性化を図ってまいります。

次に、「住民の参加と協働」についてであります。

冒頭で申しあげましたように、住民皆さまの積極的な取り組みにより、協働のまちづくりが徐々に動き出しております。

新年度では、住民との連携のもと、引き続きニュースレターやホームページなどによる積極的な情報発信を進めることにより、協働のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、協働のまちづくり指針に掲げる支援制度の具体化に向けて取り組んでまいります。

次に、「情報化」についてであります。

庁内のネットワークを初め、水道庁舎、公民館などの公共施設間において光回線を利用したネットワーク化により情報基盤の整備を行うとともに、町ホームページの運営など、インターネットを活用した情報発信のほか、学校教育や生涯学習、職員研修などを通じて、情報化に対応できる人材の育成を図っております。

新年度では、行政運営における情報化を進め、住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、基幹系システムや財務会計システム、人事情報総合システムにおいて、その更新時期に合わせて、クラウドシステムを導入してまいります。

次に、「行財政」についてであります。

昨年11月21日に、人口減少克服や地域経済活性化の基本理念を示した「まち・ひと・しごと創生法」が成立いたしました。

その目指すところは、人口減少克服・地方再生という構造的な課題に正面から取り組み、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止め、地域の特性に即した地域課題の解決の3つを基本的視点として、魅力にあふれる地方を創出し、地方への人の流れをつくることにあります。

本町においても、この法律の成立を踏まえ、本町の人口減少対策及び地域活性化対策について検討し、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための総合戦略及び人口ビジョンを策定し、住民が安心して働き、結婚・子育ての希望が実現され、将来に夢や希望を持つことができるまちづくりを推進してまいります。

さらに、地域住民の期待に応え、地域の課題を発見し、解決方策を立案して実行する高い能力を備えた人材の育成を図っているところであり、引き続き政策形成能力・業務遂行能力などを高めるための職員研修の実施やセクションにとらわれない効率的・効果的な組織の運用等を進めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、新年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。

このまちを誰よりも愛する一人の人間として、「住みたい、住んでよかった、住み続けたい」と思える愛すべきふるさと斑鳩を実現するため、住民皆さまとともに力を合わせ、信念と情熱をもって全力で取り組んでまいり所存であります。

どうか議員皆さまにおかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程8．議案第1号 公益的法人等への斑鳩町職員の派遣



等に関する条例について、日程 9. 議案第 2 号 春日古墳調査検討委員会条例について、日程 10. 議案第 3 号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について、日程 11. 議案第 4 号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について、日程 12. 議案第 5 号 斑鳩町行政手続条例の一部を改正する条例について、日程 13. 議案第 6 号 斑鳩町職員定数条例の一部を改正する条例について、日程 14. 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程 15. 議案第 8 号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、日程 16. 議案第 9 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程 17. 議案第 10 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程 18. 議案第 11 号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例について、日程 19. 議案第 12 号 斑鳩町立あゆみの家設置条例を廃止する条例について、日程 20. 議案第 13 号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、日程 21. 議案第 14 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程 22. 議案第 15 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程 23. 議案第 16 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程 24. 議案第 17 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、日程 25. 議案第 18 号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、日程 26. 議案第 19 号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程 27. 議案第 20 号 平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 8 号）について、日程 28. 議案第 21 号 平成 26 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程 29. 議案第 22 号 平成 26 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程 30. 議案第 23 号 平成 26 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 31. 議案第 24 号 平成 27 年度斑鳩町一般会計予算について、日程 32. 議案第 25 号 平成 27 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程 33. 議案第 26 号 平成 27 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程 34. 議案第 27 号 平成 27 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 35. 議案第 28 号 平成 27 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程 36. 議案第 29 号 平成 27 年度斑鳩町水道事業会計予

算について、日程 37. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）、日程 38. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）、日程 39. 同意第 1 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）、日程 40. 同意第 2 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 2）、日程 41. 同意第 3 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 3）、日程 42. 同意第 4 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 4）、日程 43. 同意第 5 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 5）、日程 44. 同意第 6 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 6）、日程 45. 同意第 7 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 7）、日程 46. 陳情第 1 号 子ども医療費無料制度の創設を求める意見書提出を求める要請書について、日程 47. 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 48. 報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）について）、日程 49. 報告第 4 号 平成 27 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、以上 42 議案を一括上程いたします。

ここで、13 時まで休憩いたします。

(午前 11 時 19 分 休憩)

---

(午後 1 時 00 分 再開)

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

町長から、本定例会に付議されました 41 議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第 1 号 公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例についてであります。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣の実施に関し、派遣職員の給与の取り扱い等を定めるものであります。

次に、議案第 2 号 春日古墳調査検討委員会条例についてであります。

斑鳩町法隆寺西 1 丁目に所在する春日古墳の調査に関し必要な事項を検討するため、春日古墳調査検討委員会を設置することとし、その所掌事項等を定めるものであります。

次に、議案第 3 号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例についてであります。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第 4 号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例についてであります。

先の議案第 3 号と同様に、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第 5 号 斑鳩町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

国民の権利利益の保護の一層の充実を目的として行政手続法が改正され、新たに行政指導の方式、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が追加されたことを受け、この改正内容に準じ本条例において同様の規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 6 号 斑鳩町職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、同法を引用する条項について整理を行うものであります。

次に、議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長を設置することから、委員長の報酬に関する規定を削除するとともに、先の議案第 2 号でご説明いたしました春日古墳調査検討委員会を設置することに伴い、当委員会委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 8 号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、施行日以降に新たに任命す

る教育長の身分が特別職となるため、特別職報酬等審議会の所掌事項に教育長の給料の額に関する規定を追加するものであります。

次に、議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、施行日以降に新たに任命する教育長の身分が特別職となるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成26年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が平成26年8月7日に行われ、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、当町の一般職の職員の給与等につきまして所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、平均で2.0%の引き下げとなる給料表の改定、地域手当の支給割合の改定、管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大などであります。

また、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を見直すものなどであります。

次に、議案第11号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。

大字龍田財産区について、大字龍田財産区特別会計を廃止するものであります。

次に、議案第12号 斑鳩町立あゆみの家設置条例を廃止する条例についてであります。

町立あゆみの家については、これまで特定非営利活動法人あゆみの家が使用しておりましたが、本年1月に新たな事業所を開所し、移転されました。当該施設については、老朽化し、また、耐震診断の結果、耐震性能を有していないことが判明したことから、平成27年3月31日をもって行政財産としての使用を取りやめることとし、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第13号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

町立保育所の保育時間等については、これまで斑鳩町保育の実施に関する条例施行規則で定めておりましたが、当該規則においては、全ての保育所等の申込手続き及び保育の実施に適用する規定のみを定める規則として改正を行うこととしております。

このため、町立保育所のみ適用する保育時間等に関する規定について、本条例に基づき新たに定める規則において定めることとするに伴い、規則への委任に関する規定を追加するものであります。

次に、議案第14号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日から施行される予定となっておりますが、国において新制度に基づく公定価格仮単価及び利用者負担基準案が示されたことから、本基準に基づき、当町の保育料の改定を行うほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、介護保険料の総額が推計されたことから、平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めるため、本条例において所要の改正を行うものであります。

また、平成27年4月1日となっている介護予防・日常生活支援総合事業の施行期日については、市町村におけるサービスの体制整備等を進めるため、関係法令により、その実施時期について2年間の猶予期間が設けられているところであります。

当町においても、総合事業の施行には、その体制整備に相当の期間を要することから、平成29年4月1日から行うことを定めるものであります。

次に、議案第16号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第18号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

国の省令で定める介護サービスの事業に係る基準が改正され、平成27年4月1日から施行されることとなったことから、この改正内容に準じ、関連するこれらの条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先の議案第10号でご説明いたしましたとおり、平成26年度の人事院勧告が行われ、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、斑鳩町企業職員の管理職員特別勤務手当の支給要件を改めるものであります。

次に、議案第20号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億157万2千円を追加し、歳入歳出そ

れぞれ 90 億 8,589 万 5 千円とするものであります。

なお、本補正予算は、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、平成 27 年 2 月 3 日に成立した国の補正予算第 1 号の具体的施策である地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域の消費喚起や地方創生に向けた取り組みを前倒しして予算化しております。

初めに、歳入予算の補正では、第 14 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金では、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金について交付決定がされたことにより、99 万 6 千円の増額補正をお願いするものであります。

第 2 項国庫補助金では、1 億 59 万円の増額補正をお願いするものであります。

その主な内容は、がんばる地域交付金について交付決定がされたことにより、932 万 7 千円の増額、地域住民生活等緊急支援のための交付金について、9,126 万 3 千円の増額となっております。

次に、第 15 款県支出金、第 1 項県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、国民健康保険保険基盤安定負担金で 698 万 6 千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 21 款町債、第 1 項町債では、がんばる地域交付金の交付決定に伴う地方負担額の減額により、中央公民館リニューアル事業債 700 万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

初めに、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費では、4,171 万 6 千円の増額補正をお願いするものであります。

その主な内容は、職員の退職に伴う職員退職手当負担金 2,699 万 5 千円の増額のほか、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域公共交通の確保に要する費用 772 万 1 千円、斑鳩町人口ビジョン及び総合戦略の策定に要する費用 700 万円の増額補正となっております。

次に、第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費では、1,321 万 5 千円の増額補正をお願いするものであります。

その主な内容は、国民健康保険事業に係る保険基盤安定等繰出金 945 万 2 千円、介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る介護保険事務費繰出金 311 万 5 千円の増額のほか、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向けた基礎調査業務に要する費用 64 万 8 千円の増額補正となっております。

第2項児童福祉費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、出張つどいの広場の開設に要する費用23万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費では、714万円の増額補正をお願いするものであります。

その主な内容は、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、(仮称)健康寿命延伸計画の策定に要する費用60万円、おたふくかぜワクチンの助成に要する費用324万円、一般不妊・不育治療の助成に要する費用330万円の増額補正となっております。

第2項清掃費では、衛生処理場焼却棟解体撤去事業費の確定により、562万2千円の減額補正をお願いするものであります。なお、本事業については、継続費の補正もあわせてお願いしております。

次に、第6款商工費、第1項商工費では、6,590万5千円の増額補正をお願いするものであります。

その主な内容は、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、プレミアム付商品券の発行支援に要する費用4,880万円、いかるがウィークの開催に要する費用500万円、観光ルートサイン整備計画の策定に要する費用350万円のほか、7事業の増額補正となっております。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費では、流域下水道事業市町村負担金が増額となったことから、流域下水道事業費繰出金9万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第1項教育総務費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、官学連携の推進に要する費用30万円の増額補正をお願いするものであります。

第5項社会教育費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、図書館蔵書等の充実に要する費用250万円の増額補正をお願いするものであります。

第6項保健体育費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、スポーツ備品購入に要する費用512万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第11款公債費では、今年度の定時償還に係る利子額が確定したことから、989万5千円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、1,913万5千円の充当をお願いするものであります。

なお、本補正予算では、国の補正予算第1号の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して事業を実施することとし、本年度会計中に事業を完了させることができないこと等から、繰越明許費として、地域公共交通確保事業のほか24事業について、あわせて1億5,800万6千円の予算措置をお願いしております。

次に、議案第21号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ717万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ38億2,180万6千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正では、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金で、保険基盤安定負担金の確定に伴い、療養給付費等負担金で109万2千円の減額、財政調整交付金で30万7千円を減額し、あわせて139万9千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第5款県支出金、第2項県補助金では、財政調整交付金で、国庫支出金と同様の理由で30万7千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第8款繰入金、第1項他会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の額の確定により1,064万4千円の増額、また、財政安定化支援事業繰入金の額の確定により、119万2千円を減額し、あわせて945万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款諸収入、第2項雑入で、本予算補正において歳入額が歳出額を上回ったことによって生じた財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、1,492万2千円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正では、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金で、共同事業拠出金の確定に伴い、高額医療費共同事業拠出金1,358万6千円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金641万円の増額を行い、あわせて717万6千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第22号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ13億8,801万7千円とするものであります。

歳入歳出とも、奈良県流域下水道事業における補正予算及び繰越明許に伴う補正となります。



初めに、歳入予算の補正では、第4款繰入金で9万1千円、第7款町債では、流域下水道事業債で50万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第2款流域下水道費で、奈良県流域下水道事業における補正予算及び繰越明許事業に伴う建設負担金として、59万1千円の増額補正をお願いするものであります。

また、地方債では、流域下水道事業に係る地方債限度額を1,870万円とする増額補正と、県事業におきまして繰越明許事業が実施されることから、その財源となる市町村負担金において59万1千円を平成27年度に繰り越しをお願いするものであります。

次に、議案第23号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ628万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,483万8千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正では、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金で、介護保険の制度改正に伴うシステム改修に対する補助金311万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款財産収入、第1項財産運用収入では、介護保険給付費準備基金の利子配当額が当初見込みを上回ることから、5万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金では、システム改修に係る事務費繰入金として、311万5千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

初めに、第1款総務費、第1項総務管理費で、先の歳入予算の補正でご説明いたしましたシステム改修費用として、623万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款基金積立金では、介護保険給付費準備基金に係る利子配当額の当初見込みとの差額について、当該基金への積立金として増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第24号 平成27年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

平成27年度一般会計予算は、総額84億3,000万円を計上しております。前年度と比較して、2億1,000万円、2.6%の増額となっております。

それでは、平成27年度一般会計予算案の内容につきまして、歳入予算からご説明申し上げます。

初めに、本町の主要な財源である町税では、28億6,065万円を計上しております。前年度と比較して、3,880万円、1.3%の減となっております。

次に、地方譲与税及び地方交付税を初めとする各種交付金につきましては、可能な限り国や県の情報収集に努めて積算を行ったものであります。

こうした中、地方消費税交付金は、前年度と比較して、1億2,340万円、54.0%増の3億5,200万円を計上しております。

また、地方交付税は、普通交付税で、前年度と比較して、1,200万円減の19億9,200万円、特別交付税では、前年度と同額の3億4,000万円を計上しております。

次に、国・県支出金につきましては、それぞれの補助制度を最大限に活用しながら、事務事業の財源確保に努めております。

まず、国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備に活用するシステム整備費補助金、史跡用地先行取得償還費補助金などは減額となるものの、保育所運営や障害者福祉、国民健康保険基盤安定に係る国庫負担金、まちなか観光景観形成事業補助金や史跡中宮寺跡整備事業に活用する国庫補助金などが増額となることから、前年度と比較して、2,796万7千円、3.6%増の7億9,542万2千円を計上しております。

また、県支出金では、保育所運営や障害者福祉、国民健康保険基盤安定に係る県負担金、ため池の耐震再調査などに活用する県補助金、国勢調査の実施や奈良県知事・議会議員選挙執行に伴う県委託金などが増額となることから、前年度と比較して、8,651万7千円、19.4%増の5億3,279万円を計上しております。

次に、繰入金につきましては、衛生処理場焼却棟解体事業に対応するため、財政調整基金1億6,000万円の取り崩しを計上しております。

最後に、町債につきましては、5億4,780万円を計上しております。前年度と比較して、9,840万円の減額となっております。

続きまして、歳出予算の内容についてであります。

初めに、第1款議会費であります。新年度は、1億1,645万2千円を計上しております。前年度と比較して、151万5千円の減額となっております。

議員皆さまにおかれましては、本町の発展のため、多岐にわたり活発に議会活動を賜っていることに対しまして、深く感謝を申し上げます。

次に、第2款総務費であります。新年度は、10億2,404万5千円を計上しております。前年度と比較して、6,075万8千円の増額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、地域集会所施設整備等の支援として、法隆寺第3団地集会所の新築分も含め、2,284万6千円を計上いたしております。

ます。

また、自治会が管理している防犯灯の電気料金について、全額を補助するよう補助内容を拡大することにより、地域の防犯体制の強化に向けた取り組みを支援してまいります。その費用として、５８３万円を計上しております。

また、社会保障・税番号制度の導入に伴い、例規整備を含めた個人情報保護制度の再構築を行ってまいります。その費用として、４４０万円を計上しております。

また、広報の充実として、町ホームページをリニューアルしてまいります。その費用として、４８６万円を計上しております。

また、行政の情報化の推進として、基幹系システム等において、クラウドシステムを導入してまいります。この費用を含め、６，２９２万３千円を計上しております。

また、計画的な行財政運営として、第４次斑鳩町総合計画の前期実施計画が平成２７年度で終了することから、後期基本計画を策定してまいります。その費用として、４２５万円を計上しております。

また、生駒郡の魅力を発信・体験していただくため、生駒郡４町共同で（仮称）生駒郡ツーデーウォークを開催してまいります。その費用として、２３５万６千円を計上しております。

また、いかるがホールの設備について、順次更新を進めており、新年度では、大ホール舞台照明操作卓の更新に取り組むため、その費用として、２，６５０万円を計上しております。

また、社会保障・税番号制度の導入に伴う個人番号通知・個人番号カード交付関連事務につきましては、地方公共団体情報システム機構に委任することから、その交付金９８０万８千円を計上しております。

次に、第３款民生費であります。新年度は、２８億４，５１０万２千円を計上しております。前年度と比較して、１億１，２１６万２千円の増額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、精神障害者医療費の助成として、平成２６年１０月から精神障害者保健福祉手帳１級または２級を所持されている人の全ての医療費の助成を開始したことから、７９０万円を計上しております。

また、本年４月に町内に民間保育所が開園する予定であり、国・県補助制度を活用しながらその運営を支援するため、私立保育所運営費補助金１，２１８万６千円を計上しております。

また、保育体制の充実を図るため、新年度から町立保育所の生活発表会をいかるがホ

ールで開催することとし、その費用として、24万6千円を計上しております。

そのほか、国民健康保険や介護保険等それぞれの特別会計への繰り出しを行うことにより、各保険事業の安定的な運営を図るとともに、年々、増加傾向にある障害者や障害児のサービスに係る給付にも適切に対応してまいります。

次に、第4款衛生費であります。新年度は、10億9,561万3千円を計上しております。前年度と比較して、1億2,866万4千円の増額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、感染症予防では、子どものワクチン接種がふえてきたことから、保護者に対し予防接種に関する正しい知識の普及を行い、接種率の向上に努めるとともに、高齢者インフルエンザや肺炎球菌ワクチン予防接種についても、疾病の蔓延と重症化を防ぐため、接種費用の一部助成を引き続き行ってまいります。その費用として、8,406万2千円を計上しております。

また、母子保健では、幼児健診の結果により、情緒面での支援が必要な子どもがふえてきていることから、臨床心理士による相談回数をふやし、子育て支援の充実を図ってまいります。それらの費用として、132万2千円を計上しております。

健康増進では、各種検診における受診率の向上を図りながら、病気の早期発見と生活習慣の予防に努めてまいります。その費用として、4,208万円を計上しております。

次に、ごみ分別方法やごみ収集日、ごみ減量方法など、若い世代を中心とした新たな情報提供の手段として、スマートフォンアプリを活用することとし、その費用として、37万8千円を計上しております。

また、今年度、環境省が行っている実証事業として資源回収、資源化処理を試行した小型家電につきまして、新年度から本格的にリサイクル事業を実施いたします。その運搬委託料として、34万8千円を計上しております。

また、可燃ごみの中に多く混入されている雑がみについて、分別を体験することで資源として再生できることを実感し、分別意識を高めていただくため、啓発用の雑がみ回収袋を作成することとし、その作成費として、30万8千円を計上しております。

次に、衛生処理場焼却棟の解体撤去につきましては、今年度から3か年継続事業として撤去工事を進めておりますが、その2か年目として、1億6,443万円を計上しております。

また、平成25年度に実施した鳩水園の耐震診断の結果、倒壊等の危険性が高いと判定されたことを受け、耐震化に向けての耐震補強設計を行ってまいりたいことから、その費用として、702万円を計上しております。

次に、第5款農林水産業費であります。新年度は、9,880万8千円を計上しております。前年度と比較して、203万4千円の減額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、震災対策農業水利施設の整備として、県で指定された警戒ため池において、さらに詳しい解析方法による耐震調査を実施いたします。また、地震の被害を受けた場合の減災対策を目的に、ため池ハザードマップを作成してまいります。それらの費用として、2,190万円を計上しております。

また、農業の競争力強化のため不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構が設立され、同機構による担い手への農地集積と集約化が加速されます。この業務を効率的かつ円滑に推進するため、町が窓口となり、農地の受け手・出し手の調整等の業務を実施してまいります。その費用として、39万8千円を計上しております。

次に、第6款商工費であります。新年度は、1億3,779万9千円を計上しております。前年度と比較して、2,004万3千円の増額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、歴史的風致維持向上計画に基づき、民間建築物の修景事業に対する補助を実施してまいります。その費用として、4,960万円を計上しております。

次に、第7款土木費であります。新年度は、9億3,681万5千円を計上しております。前年度と比較して、358万3千円の増額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、道路の新設改良として、継続路線の整備などで1億3,591万6千円を計上しております。

また、橋梁の長寿命化を図るために三代川に架かるシンデン橋の補修を行うとともに、その他の橋梁についても安全性の確認のために順次点検を進めてまいります。その費用として、1,750万円を計上しております。

また、近年の集中豪雨による雨水の流出を抑制するため、龍田南4丁目地内の東町池について、新年度から2か年継続事業で流域貯留浸透施設として整備してまいります。その初年度分として、3,500万円を計上しております。なお、総事業費は、1億円を計上しております。

また、景観保全対策として、歴史的風致維持向上計画に基づき、法隆寺門前周辺地域の主要な道路の無電柱化に向けた検討を行ってまいります。新年度では、無電柱化整備に係る企画及び設計等委託料として、500万円を計上しております。

次に、第8款消防費であります。新年度は、3億5,763万7千円を計上しており

ます。前年度と比較して、559万5千円の減額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、集中豪雨等による河川の氾濫時等において迅速かつ適確に避難ができるよう、浸水が予想される区域や避難場所の位置などを示した洪水ハザードマップの内容の更新を行ってまいります。その費用として、137万2千円を計上しております。

また、地域防災力の中核を担う消防団員の安全を確保するための費用として、90万円を計上しております。

次に、第9款教育費であります。新年度は、9億2,482万7千円を計上しております。前年度と比較して、2,347万6千円の減額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、東日本大震災を受けて、一昨年(2011年)の11月25日に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、不特定多数の者が利用する建築物の耐震診断が義務付けられました。本町では、学校校舎について文部科学省の基準に基づき耐震化を進めてまいりましたが、その対象ではなかった渡り廊下等について耐震診断を行う必要が生じたことから、新年度において、小学校施設の耐震診断に要する費用として、962万7千円、中学校で134万3千円を計上しております。

次に、学校施設の照明設備のLED化につきましては、去る1月16日に文部科学省において、学校施設環境改善交付金が縮小され、耐震化工事を優先して補助採択されることとなり、照明設備LED化については採択されない方針が示されました。このため、国の予算状況により補助事業として採択されるまで、学校施設の照明設備LED化について延期することといたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、本町独自の取り組みである少人数学級編制のほか、特別支援教育や教科指導の充実のため、町費で講師を配置するとともに、小・中学校の学校図書室司書につきましても、引き続き小学校3校で1名、中学校2校で1名を配置し、子どもたちへの読書指導など学校図書室の充実を図ってまいります。なお、小学校第3学年以降の35人を基準とした学級編制基準の見直しに伴い、教諭等の数が大きく減少する学校には、激変緩和措置として町費で特別支援学級の講師を配置することとしております。その費用として、小学校講師の配置で2,844万1千円、中学校講師の配置で1,311万9千円を計上しております。

また、幼稚園におきましては、引き続き特別支援教育の充実のため講師を配置するとともに、支援を要する園児の増加に伴い、特別支援教育の講師を、さらに1名配置することとしております。その費用として、2,399万4千円を計上しております。

また、公民館の充実として、中央公民館のエレベータについて、老朽化のため更新工事に取り組んでまいります。その費用として、900万円を計上しております。

また、史跡中宮寺跡の整備につきましては、引き続き整備工事を進めてまいります。その費用として、8,050万円を計上しております。

また、町指定文化財候補の調査として、町指定文化財の候補となりうる法隆寺西1丁目に所在する春日古墳について、調査検討委員会を設置し、今後の調査に向けたご意見をいただきながら進めてまいります。その他文化財調査を含めた費用として、61万6千円を計上しております。

最後に、第11款公債費につきましては、新年度は、8億6,289万6千円を計上しております。前年度と比較して、8,259万円の減額となっております。

なお、平成27年度の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、当初予算に計上しておりませんが、国から情報を得る中で、これら給付金の詳細な事務処理の方法等について決定し、6月議会で補正予算案を上程してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第25号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ37億7,050万円を計上しております。前年度と比較して、4億3,590万円、13.1%の増となっております。

初めに、歳入予算であります。国保税収入として、7億3,296万3千円を計上しております。

次に、国庫支出金では、療養給付に係る負担金や財政調整交付金などで7億3,121万6千円を、前期高齢者交付金では、65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の不均衡を調整する交付金として、11億1,436万8千円を計上しております。

そのほか、療養給付費交付金で4,022万円、県支出金で1億8,055万5千円、共同事業交付金で7億2,097万5千円を計上しております。

また、繰入金では、事務経費や出産育児一時金及び保険基盤安定などの繰り入れとして、2億4,379万円を計上しております。なお、この繰入金には、引き続き介護納付金の不足分として、1,534万3千円の一般会計からの支援を含んでおります。

続きまして、歳出予算についてであります。

歳出総額の約62%を占めている保険給付費につきましては、23億5,390万2

千円を計上しております。

その他の主な支出といたしましては、後期高齢者支援金等で3億9,784万8千円、介護納付金で1億5,097万3千円、共同事業拠出金で7億2,838万1千円を計上しております。

次に、議案第26号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ13億9,000万円を計上しております。前年度と比較して、370万円、0.3%の増となっております。

初めに、歳入予算では、加入負担金で1,500万円、下水道使用料で1億1,250万7千円を計上しております。

次に、国庫支出金では、3億3,000万円を計上しております。

次に、一般会計繰入金では、5億585万2千円、町債では、4億2,010万円を計上しております。

一方、歳出予算では、公共下水道費で、8億4,463万9千円を計上しております。

次に、流域下水道費では、2,166万3千円、公債費では、5億2,369万8千円を計上しております。

次に、議案第27号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ22億7,430万円を計上しております。前年度と比較して、7,350万円、3.3%の増となっております。

初めに、歳入予算では、保険料収入といたしまして、5億5,256万8千円を計上しております。

次に、保険給付及び地域支援事業等に係る歳入として、国庫支出金では4億5,766万2千円、支払基金交付金では6億162万6千円、県支出金では3億2,047万9千円をそれぞれ計上しております。

次に、一般会計繰入金といたしまして、3億2,372万7千円を計上しております。

また、介護保険給付費準備基金からの繰入金として、1,700万円を計上しております。

続いて、歳出予算では、介護保険の給付につきまして、第6期介護保険事業計画の推計に基づき、居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス等の介護給付費として、21億3,926万7千円を計上しております。



次に、議案第28号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億5,530万円を計上しております。前年度と比較して、380万円、1.1%の増となっております。

初めに、歳入予算では、後期高齢者医療保険料で2億8,723万9千円を計上しております。また、繰入金では、広域連合の運営に係る事務経費や保険基盤安定などの繰り入れとして、6,697万6千円を計上しております。

次に、歳出予算では、後期高齢者医療広域連合納付金として、3億4,931万4千円を計上しております。

次に、議案第29号 平成27年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

初めに、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で7億5,821万4千円、前年度と比較して、2,085万8千円、2.7%の減となっております。

その主な収入といたしましては、給水収益で6億5,587万5千円を計上しており、前年度と比較して、1,796万3千円の減となっております。

また、水道事業費用では、7億4,815万1千円、前年度と比較して、628万2千円、0.8%の減であります。

その主な支出といたしましては、県水受水費で2億9,203万2千円、水道事業が所有している資産を効率よく管理、運営するためのアセットマネジメントの作成等で1,690万3千円、減価償却費・資産減耗費では、1億8,217万9千円を計上しております。

このことから、新年度の消費税抜きの損益見込額は、748万円の利益を見込んでおります。

続きまして、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で1億7,787万円、前年度と比較して、3,253万円、22.4%の増であります。

その主な収入といたしましては、企業債で9,000万円、工事負担金では、8,787万円を計上しております。

また、資本的支出では、3億7,219万2千円、前年度と比較して、3,559万4千円、10.6%の増であります。

その主な支出といたしましては、配水設備改良費で2億6,755万円、浄水場設備改良費では、2,375万6千円、企業債償還金では、7,352万8千円を計上しております。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）及び（その2）であります。

現委員の池元秀次氏及び中塩利明氏の任期が、平成27年6月30日をもって満了となることから、引き続き池元秀次氏及び中塩利明氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

次に、同意第1号から同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）から（その7）であります。

現委員の中面達也氏、向平美氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、吉田尚子氏、藤田斉氏及び松本了洋氏の任期が、平成27年3月31日をもって満了となることから、引き続き岡田義治氏、中面達也氏、吉川裕子氏及び吉田尚子氏を、また、向平美氏の後任として新たに森岡信彦氏を、さらに、公募による委員として、泉武男氏及び山岸辰夫氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

平成26年12月28日、斑鳩町衛生処理場内において、粗大ごみとして回収していた自転車が転倒し、停車中の相手方の車両に自転車が接触し損傷させたことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成27年1月28日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）であります。

先の報告第2号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償の支払いであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ89億8,432万3千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成27年1月28日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成27年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

平成27年度の斑鳩町文化振興財団の予算は、経常費用で1億6,447万円となっ

ております。前年度と比較して、232万6千円、1.4%の増となっております。

平成27年度の事業計画につきましては、自主文化事業として26事業を計画し、事業費は1,626万4千円となっております。住民参加型事業を6事業、育成型事業を9事業、芸術文化鑑賞型事業を11事業計画しております。また、受託事業として2事業を計画しており、事業費は50万円となっております。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理及び運営では、その事業費として、1億1,806万8千円を計上しており、指定管理料収入として、9,428万8千円、施設使用料収入で2,378万円を見込んでおります。また、図書館管理事業費では、1,554万3千円を計上しております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決または承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程37. 諮問第1号、日程38. 諮問第2号、日程39. 同意第1号、日程40. 同意第2号、日程41. 同意第3号、日程42. 同意第4号、日程43. 同意第5号、日程44. 同意第6号、日程45. 同意第7号、日程47. 報告第2号、日程48. 報告第3号、日程49. 報告第4号を除く町長提案の29議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）　　異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程8. 議案第1号 公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）　　これをもって、議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9. 議案第2号 春日古墳調査検討委員会条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10．議案第3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この条例につきましても、新しく基準等を設置するというところで、いろいろ見せていただいているんですけども、その中でですね、第5条の、「家庭的保育事業者等は、定期的に外部に者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない」という項目があるんですけども、新しく設置される条例の中でこういうふうにならなくて、どんな体制になっていくのかなというのがちょっと気になりましたので、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） このサービスは、子ども・子育て新制度に伴いまして初めて民間で行われるサービスで、民間業者等から指定の申請がございましたらば、この基準をもとに指導していくというものです。その中で、こういう事業者につきましては、自らの事業について外部評価も受けながら公表していくということを文言で設けさせてはいただいておりますけれども、具体的にですね、どういう形になるかということにつきましては、いろいろな方法があるだろうと思っております。細かい規定としては、こうしなさいというふうな規定はございません。

ただ、同じような、子どもが持っている条例の中にですね、介護保険の関係ですけれども、指定地域密着型サービスのいわゆる運営の基準に関する条例を持っておりまして、その中では、地域との連携をより図るということで、利用者の家族、あるいは地域住民の代表者、包括支援センター、町行政等も含めて運営推進会議を設置して、定期的に会議を開催して、必要な要望や助言を聞くというようなことも設けておりますので、実際にこの基準によってこの家庭的保育事業の指定を行う際には、こういったことも念頭に置いて、事業者に対する指導あるいは相談に応じていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 行政のほうからも指導できるような体制の評価という形で行われていくということで、それはそれでわかりましたけども、そうしたら、今していただ

いている分も、公表というのはされているということなんですね。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） はい、そのとおりでございます。

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11．議案第4号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12．議案第5号 斑鳩町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13．議案第6号 斑鳩町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14．議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15．議案第8号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第8号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16．議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17. 議案第10号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18. 議案第11号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19. 議案第12号 斑鳩町あゆみの家設置条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第12号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20. 議案第13号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第13号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程21. 議案第14号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第14号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程22. 議案第15号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中西和夫君） これをもって、議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第15号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程23．議案第16号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中西和夫君） これをもって、議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第16号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程24．議案第17号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中西和夫君） これをもって、議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第17号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程25．議案第18号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中西和夫君） これをもって、議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第18号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程26．議案第19号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中西和夫君） これをもって、議案第19号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第19号は、建設水道常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程27．議案第20号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中西和夫君） これをもって、議案第20号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第20号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 28. 議案第 21 号 平成 26 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第 21 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 21 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 29. 議案第 22 号 平成 26 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第 22 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 22 号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 30. 議案第 23 号 平成 26 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第 23 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 23 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 31. 議案第 24 号 平成 27 年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第 24 号に関する総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第 24 号については、委員会条例第 5 条の規定に基づき、委員 7 名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号については、委員 7 名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第 7 条の規定により議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

総務常任委員会から、小林議員、辻議員、厚生常任委員会から宮崎議員、坂口議員、建設水道常任委員会から、小野議員、木澤議員、広報発行常任委員会から伴議員を指名いたします。

以上7名の議員には、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程32．議案第25号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第25号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程33．議案第26号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第26号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程34．議案第27号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第27号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第27号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程35．議案第28号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第28号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第28号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程36．議案第29号 平成27年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第29号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程 37. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）、日程 38. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）、以上 2 議案を会議規則第 37 条の規定に基づき一括議題とし、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号と諮問第 2 号の 2 議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）及び（その 2）につきまして説明をさせていただきます。

現委員でございます池元秀次氏及び中塩利明氏の任期が、平成 27 年 6 月 30 日をもって満了となりますことから、池元秀次氏及び中塩利明氏を引き続き推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第 1 号から順次議案書を朗読させていただきますして、説明とさせていただきます。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

平成 27 年 3 月 2 日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺北 1 丁目 4 番 39 号

氏 名 池元 秀次

生年月日 昭和 22 年 9 月 8 日

なお、池元氏の略歴につきましては次のページに記載のとおりでございまして、朗読につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、諮問第 2 号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

平成 27 年 3 月 2 日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町小吉田 2 丁目 1 4 番 2 2 号

氏 名 中塩 利明

生年月日 昭和 22 年 2 月 10 日

なお、中塩氏の経歴につきましても、次のページに記載のとおりでございます、朗読につきましても省略をさせていただきます。

以上をもちまして、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の説明とさせていただきますが、何とぞご了承を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

諮問第 1 号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）は、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決しました。

続いてお諮りいたします。

諮問第 2 号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）は、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決しました。

続いて、日程 39. 同意第 1 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求

めることについて（その１）、日程４０． 同意第２号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その２）、日程４１． 同意第３号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その３）、日程４２． 同意第４号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その４）、日程４３． 同意第５号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その５）、日程４４． 同意第６号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その６）、日程４５． 同意第７号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その７）、以上７議案についてお諮りいたします。

同意第１号から同意第７号までの７議案については、会議規則第３７条の規定により一括議題とし、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第１号から同意第７号までの７議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、同意第１号から同意第７号までの斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その１）から（その７）まででございます。

現委員の中西達也氏、向平美氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、吉田尚子氏、藤田斉氏、松本了洋氏の７人全員の任期が平成２７年３月３１日をもって満了いたしますことから、中西達也氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、吉田尚子氏の４人の方には、引き続き選任をお願いすることについて、また、向平美氏の後任として、新たに森岡信彦氏を選任することについて、また、公募による委員として、新たに泉武男氏、山岸辰夫氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、その１から順次説明をさせていただきたいと思います。

議案書を朗読させていただきます。

同意第１号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺北2丁目1番14号

氏 名 岡田 義治

生年月日 昭和17年2月5日

なお、岡田氏の略歴につきましては次のページに記載をしておりますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、同意第2号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第2号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町服部2丁目18番7号

氏 名 中面 達也

生年月日 昭和40年2月22日

なお、中面氏の略歴につきましても次のページに記載をしておりますとおりでございますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、同意第3号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第3号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町稲葉西2丁目3番2号

氏 名 森岡 信彦

生年月日 昭和20年9月30日

なお、森岡氏の略歴につきましても次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましても省略をさせていただきます。

続きまして、同意第4号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第4号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その4）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町服部1丁目7番26号

氏 名 吉川 裕子

生年月日 昭和16年12月8日

なお、吉川氏の略歴につきましても次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましても省略をさせていただきます。

続きまして、同意第5号についてでございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第5号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その5）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目7番41号

氏 名 吉田 尚子

生年月日 昭和41年3月7日

なお、吉田氏の略歴につきましても次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましても省略をさせていただきます。

続きまして、同意第6号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第6号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その6）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町神南5丁目15番32号

氏 名 泉 武男

生年月日 昭和26年12月7日

なお、泉氏の略歴につきましても次のページに記載のとおりでございますが、朗読につきましても省略をさせていただきます。

なお、泉氏におかれましては、公募による委員として選任の同意をお願いするものでございます。

最後に、同意第7号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第7号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その7）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町龍田北2丁目11番15号

氏 名 山岸 辰夫

生年月日 昭和15年1月18日

なお、山岸氏の略歴につきましても次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましても省略をさせていただきます。

なお、山岸氏におかれましても、公募による委員として選任の同意をお願いするものでございます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、同意第1号から同意第7号までご同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申しあげます。以上でございます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

同意第1号について、質疑討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 公募による委員を2名選ぶということに条例ではなっておりますし、募集をかけられて、応募者は何人おられて、それで、その中からこの2名をどういう理由かで選ばれたと思うんですが、それらのことについて、この場所で発表できる範囲で結構ですので、ちょっと説明してくれませんか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 公募させていただきました、3名の方からご応募がございまして、公開抽選を行いまして、2名の公募の委員ということで、選任の同意をあげさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 規定では、公開抽選するっていうように書いていたんですかね。選任のときにはその方の経歴等、やはり政治倫理審査会の委員さんですので、いろいろ、こういう表現正しいのかどう知りません、偏った意見を持っておられる方についてはね、



やはりいろいろ考えてもらわなければいけないと思いますのでね、その点については、調査はされていないということによろしいんですか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） まず、公募させていただきましたのは、広報とホームページで一応公募させていただきました。多数の場合は、2名を超える場合は、公開抽選をさせていただくということは、公募のときには、募集のときに記載をしております。そして、応募いただいた理由というんですか、この審査会委員に応募いただいた理由というのを書いていただいて、それで書類審査ということはないんですけれども、一応書いていただくと、応募の理由を書いていただくということでございます。そういう形で公募させていただいたということでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野委員。

○8番（小野隆雄君） その理由っていうんですかね、やはりそれが必要だと思いますが、それらについては、そうしたら、今の総務部長の答弁でしたら、あまり考慮していないように聞こえるんですがね。それらについては、どんなものなんですかね。難しい問題やと思いますねんけどね、やはり今後は考えてもらわなければいけないんじゃないかな。何のために、そうしたら理由書いてもらっているんですかね。それらのこともやはり担当のほうで吟味するなり、いろいろ必要ではないのかな。そうして、別段そういうことが問題ないということで、理由とかでね、そうしてやっていくのが本来の形ではないのかなと私は今の段階で思っておりますので。

抽選だったら何も書く必要ないでしょう。違うんですか。公募する理由というのはね、どういうことを書いておられるのか、やっぱりそれは選任するときいろいろやっぱり考えていかなければいけないと思います。だから、いきなり定数よりふえているから抽選だと。そうしたら、理由なんか書いてもらう必要ないでしょう。それらについて、どのように考えていますか。副町長。

○議長（中西和夫君） ちょっと待ってください。

小野議員ね、ちょっと、今のこの同意第1号の方は、公募ではないんですよ。6、7が公募になっとるんで。せやから、今、それで言うてもうたら、1番の人がそういうような形にとられると思います。

池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今、公募についてお尋ねです。これ、政治倫理審査会委員に限らず、公募がございます。今、一般的に、公募の委員さんから選んでください、広く意

見を求めるということで。

その中で、先ほど言われました、極端な意見に偏らないよう厳正に審査されたい、当初に何かあったということで、ちょっと僕、それは記憶ないんですけども。そのときに偏った意見といいますのは、恐らく想像するに、いろいろな政治的活動を想定して議論をされたと思うんですが、議会の中で。町のほうも、例えば政治的に偏った意見、この人がそれだけやっているか、表だってやっておるかということがなかったら、その場合は、もう、そのままいいですよということで認めております。ですから、今、今回公募された方も、そういう活動というか、広く一般にされておられませんので、それは対象となりうると。

次に、小論文というのを書いていただいております、これに限らず。例えば総合計画の選ぶときには、総計やるときには、公募委員さん、選んでしています。このときも、小論文書いていただきます。これは、自分の考え方、ないしは町に対するまちづくりの考え方を聞いております。それに基づいて、まじめに、まじめというか、まじめに応募しておられるなど。今回も、3名の方、おられました、小論文を書いていただきましたけども、それらの記述を見ますと、大差というか、一定レベルの論文で大差ないということで、3人同じ評価をさせていただいて、公開抽選をさせていただいた、こういうことでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今の提案されている議案についての、ちょっと、質疑としてはま  
ずかったなと思っていますので、また、今、副町長もそのように詳細にわたってね、選  
考していただいているということで、この場は置いておきますので、よろしく願いし  
ます。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、満場一致で同意いたされました。

続いてお諮りいたします。

同意第2号について、質疑討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、満場一致で同意いたされました。

続いてお諮りいたします。

同意第3号について、質疑討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、満場一致で同意いたされました。

続いてお諮りいたします。

同意第4号について、質疑討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、同意第4号について、満場一致で同意いたされました。

続いてお諮りいたします。

同意第5号について、質疑討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、同意第5号については、満場一致で同意いたされました。

続いてお諮りいたします。

同意第6号について、質疑討論を省略し、原案に同意することに。

3番、中川議員。

○3番(中川靖広君) 職歴をね、見させていただいたら、32歳で退職されて、その後、仕事されていないんですけど、これ、ずっと、31年間無職で過ごしてこられたということによろしいんですかね。

○議長(中西和夫君) 乾総務部長。

○総務部長(乾善亮君) 略歴に記載のとおりでございます。

○議長(中西和夫君) 乾総務部長。

○総務部長(乾善亮君) 聞いておりますのは、それ以降、体の、あまり体調がよくないということで無職でこられたということでございます。

○議長(中西和夫君) 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それはいろいろな事情あって、奥さんが働いてね、生活、生計立ててはるおうちもあるかと思いますが、体調が悪いから31年間無職でこられて、この委員に任命されて、その人の体調は大丈夫なんですか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 公開抽選も来られていますし、生活は普通にされていますので、問題ないというふうに考えています。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号については、満場一致で同意いたされました。

続いてお諮りいたします。

同意第7号について、質疑討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程46．陳情第1号 子ども医療費無料制度の創設を求める意見書提出を求める要請書についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程47．報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程48．報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号、報告第3号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）と、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）につきましてご報告をいたします。

まず、報告第2号についてでございます。議案書を朗読いたします。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について  
（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成27年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

1枚めくっていただきまして、続きまして、専決処分書を朗読いたします。

斑専第1号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年1月28日

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、3枚目でございます。損害賠償の額の決定について朗読をいたします。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町衛生処理場内において、粗大ごみとして回収していた自転車が転倒し、停車中の車両に自転車が接触し損傷した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 156,600円
2. 損害賠償の相手方 大阪市東住吉区湯里3丁目2番6-1201

酒井和雄

この件につきましては、昨年12月28日日曜日のことでございますが、午後2時

50分ごろ、大阪市東住吉区にお住まいの酒井様が、服部2丁目の実家のごみ、電子レンジを自動車で衛生処理場に搬入し、粗大ごみ置き場の横に自動車を停車させ、電子レンジを粗大ごみ置き場に置かれたところ、何かしらの拍子に野積みとなっていた粗大ごみの一部が崩れ、その一部が酒井様の自動車のそばに立てかけられてあった自転車に当たり、その自転車が倒れて、自動車の右側側面を破損させたものでございます。

これにつきまして、平成27年1月28日に、車両修理代金といたしまして、酒井様に15万6,600円の損害賠償を行うことで示談が成立いたしましたことから、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

以上が、報告第2号についてでございます。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第3号についてでございます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成27年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

2ページ目でございます。専決処分書を朗読いたします。

斑専第2号

専決処分書

平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年1月28日

斑鳩町長 小城 利重

これにつきましては、先ほど説明をいたしました報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分をさせていただいたことによります予算の補正でございます。

それでは、補正予算書の5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入に総合賠償補償保険金といたしまして15万7千円を増額補正したものでございます。

次に、6ページの歳出でございます。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費におきまして、補償補填及び賠償金といたしまして15万7千円を増額補正したものでございます。

恐れ入りますけれども、1ページにお戻りいただきたいと思っております。朗読をいたします。

#### 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）

平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,984,323千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年1月28日専決

斑鳩町長 小城 利重

以上で、第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申しあげまして、報告とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）を終わります。

続いて、日程49. 報告第4号 平成27年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、報告第4号 平成27年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきまして、説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第4号

平成27年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成27年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、まず、平成27年度の事業計画のご報告をさせていただきます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。1ページの平成27年度事業計画でございます。

(1)の地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業につきましては、①の公演・文化講座事業として29事業を行い、事業費の合計は2,920万2千円となっております。

その内訳といたしまして、まず、1.自主文化事業の1つ目、住民参加型事業につきましては、新年度は、前年度と同様の6事業で、事業費は430万円となっております。

次に、2つ目の育成型事業では、新年度は、前年度と同様の9事業で、事業費は292万円となっております。

次に、3つ目の芸術文化鑑賞型事業は、新年度は、前年度より2事業減の11事業で、事業費は904万4千円となっております。新年度は、「いかるが寄席」、「HAMORIBEコンサート」及び「フランツ・バルトロメイ チェロリサイタル」の3事業を新規に実施をいたします。

以上が自主文化事業でございますが、これらの事業の概要につきましては、次の2ページから4ページにかけて、事業名、開催日、回数、事業の趣旨、事業費、収入の見込額を記載をしておりますので、後ほどごらんをいただければと思います。

次に、2の受託事業でございます。前年度と同事業の2事業で、50万円を計上いた



しております。NHK奈良放送局との共催事業の2つの受託事業でございます。なお、新年度の2事業の内容につきましては、5ページの一番上の表に記載しているとおりでございます。

次に、3の友の会事業でございます。いかるがホールの文化事業を促進するため、友の会を編成し、文化情報の収集、提供を行うものでございます。事業費は82万円を計上いたしております。

次に、4の共通でございます。この事業科目は、公益法人会計に合わせた事業別区分で、公益性のある事業の自主文化事業、受託事業、友の会事業の共通となる経費で、主に人件費などがございます。新年度の事業費として、1,161万8千円を計上いたしております。

続きまして、(2)の地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業でございます。

①の斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業でございます。これは、斑鳩町から指定管理者の指定を受け、斑鳩町文化振興センターホール部分の管理運営を実施するもので、事業費が1億1,806万8千円で、その財源は、指定管理料収益9,428万8千円と、使用料収益が2,378万円となっております。この使用料収益は、公益法人会計により、使用料収益を公益的目的利用事業分と公益目的外事業分に分けて掲げております。その合算額として記載をしております。

1の公益目的利用に関する施設管理及び施設貸与事業は、いかるがホールを文化、福祉活動等の公益目的利用に貸与し、ホールを管理運営するもので、事業費1億1,072万3千円となっております。

2の公益目的外利用に関する施設管理及び施設貸与事業は、公益目的に使用されていない施設を、収益活動等の公益目的外利用に貸与を行うもので、事業費734万5千円となっております。

続きまして、②の斑鳩町立図書館の管理事業であります。これは、斑鳩町教育委員会と管理委託契約を締結し、斑鳩町文化振興センターの図書館部分の管理を実施するもので、事業費は1,554万3千円となっております。

以上が、平成27年度の事業計画でございます。

続きまして、6ページから7ページにかけましての正味財産増減予算書について説明をさせていただきます。こちらは、公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計の3会計を合算し、法人全体の財産の増減を前年度比較したものでございます。

平成27年度は、雅楽講座に使用する楽器の購入と、公用車の老朽化に伴う買い換え

のため、正味財産の期首残高より286万1千円の増額となり、正味財産期末残高は1億331万5千円となっております。

次に、9ページからの収支予算書でございます。これは、従来の資金ベースでの収支予算書となっております。各費用の説明につきましては、11ページ以降の正味財産増減予算書事業区分別内訳表により説明をさせていただきます。

11ページをごらんいただきたいと思います。11ページの内訳表でございますが、正味財産増減予算書を各会計、そして事業別、さらに、公1. 公演・文化講座事業で事業区分別に表示したものでございます。その内容につきましては、13ページ以降の予算科目ごとにご説明を申しあげたいと思います。13ページをお開きをいただきたいと思います。

13ページの公1. 公演・文化講座事業でございます。これは、地域住民の皆さまに文化事業を提供し、地域文化を活性化することにより文化振興を行う事業でございます。こちらの事業につきましては、自主文化事業、受託事業、友の会事業、共通の4つに分けて説明をさせていただきます。

まず、自主文化事業でございます。これは、財団で自主公演として開催する事業となります。

1の経常増減の部、(1)経常収益、科目の②事業収益で、節の自主事業収益は、予算額は1,188万3千円で、これは、チケット販売収入及び講座受講料の合計となります。前年度比較では、134万3千円の減となります。これは、主に事業数の減によるものでございます。

次に、14ページの(2)経常費用でございます。①の事業費は、予算額1,626万4千円で、節の各費用は記載のとおりでございます。

各事業の内訳につきましては、この資料の前の2ページから4ページに開催事業の概要として記載をいたしております。

続きまして、14ページ中ほどの受託事業でございます。これは、斑鳩町から委託を受けて開催する事業となります。

(1)の経常収益、③受託事業収益は、予算額が50万円で、斑鳩町から委託を受けた受託事業を開催するための費用の受け入れでございます。

(2)の経常費用、①事業費は、予算額50万円で、各費用は記載のとおりでございます。

各事業の内容につきましては、この資料の5ページの上の表に開催事業の概要として

記載をいたしております。

続きまして、15ページの友の会事業でございます。

(1)の経常収益、⑤受取会費は、予算額82万円で、友の会の年会費の受け取りとなります。個人会員が580名、法人会員口数80口を見込んでおります。

(2)の経常費用、事業費は、予算額82万円で、友の会会員への案内送付等の費用となります。

続きまして、中ほどの共通でございます。これは、公演・文化講座事業に共通でかかる収益と支出費用になります。

(1)の経常収益、④の受取補助金等は、予算額1,683万2千円で、斑鳩町からの公1. 公演・文化講座事業に係る補助金の受け取りであります。前年度比較では、189万9千円の増となります。これは、主に雅楽講座に使用する楽器を購入するため増額となっております。

(2)の経常費用、①事業費は、予算額1,161万8千円で、公1. 公演文化講座事業に係る人件費となります。前年度比較では、25万2千円の増となります。これは、雅楽楽器の什器備品の減価償却の増によるものでございます。

次に、16ページでございます。16ページの公2. ホール管理・貸与事業で、斑鳩町文化振興センターホール部分の管理運営及び文化活動等公益目的使用に係る施設の貸与事業となります。

(1)の経常収益、③受託事業収益は、予算額1,653万4千円で、斑鳩町から指定管理の指定を受けました斑鳩町文化振興センターの公益目的利用による施設使用料収益となります。前年度比較では、14万4千円の減となります。

(2)の経常費用、①の事業費は、予算額1億1,072万3千円で、各費用は記載のとおりでございますが、前年度比較では、89万円の増となっております。これは主に光熱水費の増によるものでございます。

次に、17ページの公1, 公2共通でございます。こちらは、公益目的事業全体に係る費用の受け入れとなり、指定管理料収益と雑収益の合計となります。

(1)の経常収益、③の受託事業収益、指定管理料収益は、予算額8,816万3千円でございます。指定管理料は公2. ホール管理・貸与事業に対する受け入れでございますが、決算におきまして収益が出れば、その収支差益を公1. 公演文化講座事業の事業費の事業に充当することから、公益目的事業に共通する収益として共通に計上いたしております。前年度比較では、71万2千円の増額となっております。

⑥の雑収益は、予算額が25万2千円で、事業等イベント参加者、ホール利用者、不特定多数の方に対する自動販売機や公衆電話の利用の収益で、公益目的事業全体に共通するものでございます。

次に、18ページでございます。収益事業等会計でございます。

収1. ホール管理・貸与事業は、収益事業等目的での施設利用に係る貸与事業となっております。

(1)の経常収益、③の受託事業収益は、予算額が1,337万1千円で、指定管理料として、収1. ホール管理・貸与事業に係る光熱水費の受け入れと、公益目的外使用による施設利用の使用料収益となります。前年度比較では、107万9千円の増となっております。これは、主に光熱水費の増によるものでございます。

(2)の経常費用、①事業費は、予算額734万5千円で、公益目的外での施設利用に係る人件費、需用費等を配賦計上したものでございます。各費用は記載のとおりでございます。前年度比較では、75万7千円の増となっております。これは、主に光熱水費の増によるものでございます。

次に、収2. 図書館管理事業でございます。

(1)の経常収益、③の受託事業収益は、予算額1,554万3千円で、斑鳩町立図書館の管理に係る費用の受け取りであります。

(2)の経常費用、①の事業費は(1)の経常収益、③受託事業収益予算額と同額の1,554万3千円で、各費用は記載のとおりでございます。前年度比較では、75万6千円の増となっております。主に熱水費の増によるものでございます。

続きまして、19ページでございます。法人会計でございます。

(1)の経常収益、①の基本財産運用益は、予算額2万5千円で、基本財産1億円を金融機関へ預け入れました受取利息となっております。前年度と同額でございます。

⑤の受取補助金等は、予算額347万7千円で、斑鳩町からの財団運営補助となっております。前年度比較では、231万6千円の増となっております。これは、公用車の買い替えによる増でございます。

(2)の経常費用、②管理費は、165万7千円となります。前年度比較では、47万1千円の増となっております。

以上で、説明とさせていただきます。

本報告議案につきましては、去る2月12日の財団の理事会において決定をされまして、2月20日の財団評議員会におきまして承認を得ておりますことをあわせてご報告

をさせていただきます。

以上で、報告第4号 平成27年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ちょっと書面上で実態がよくわからなかったんで、ちょっとお聞きしたいんですけども、5ページのところの受託事業ですね、町から50万円で受託して、NHKの公開録音というのが、これ、毎年こういう形でやっておられるかと思うんですけども、来はる人はもう無料で参加していただくっていう形の取り組みなんですかね。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） これにつきましては無料で見ていただけるということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 毎回どれぐらいの方が来られるのか、どういったところに案内をされているのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 大体ほとんど満員になっている状態。大概往復はがきで、広く、NHKですので、周知されますので、自分ところのメディア通して、NHKの公開事業ですので、NHKのホームページでも公開されますし、町のほうでも広報で周知をいたします。そうしたことから、ちょっと大きなものでしたら今みたいに往復はがきでされますし、その場合でしたら、ほとんど8割から9割、多いときやったらもう、1割ぐらい座席量多くても、当日欠席ありますので、大体いけるようになっております。ほぼ満員状態でNHKさんにはやっていたいておるということでございます。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第4号 平成27年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明3日から4日までは休会、5日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午後 2 時 5 4 分 散会 )